



WTO 改革の原点と焦点

2022 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



競輪の補助事業

この報告書は、競輪の補助により作成しました。

<https://jka-cycle.jp>

は し が き

民主主義と専制主義の対立ともいわれる米中摩擦は、サプライチェーンの発展した今日、二国間のみならず世界大の貿易障害に発展してきています。本来、貿易に関するルールメイキングと、紛争解決機能をもって加盟国間の調和を図るはずの WTO は、実質的に機能不全を起こしている状況で、期待された閣僚会合も開催されない状態が続いています。新たな貿易摩擦問題の解決には、WTO の機能回復とその改革が急がれます。

本報告書は、当研究所に令和 3 年度に設置された「WTO 改革の原点と焦点」調査研究会で取り組まれた、年間 5 回に亘る議論をテーマごとに取りまとめたものです。主には WTO 改革に向けた取組の動向を分析、新たに浮上した論点について今後の WTO のあるべき方向性を検討しました。

令和 3 年度「WTO 改革の原点と焦点」調査研究委員会の構成員は次の通りです。

委員長	中川 淳司	中央学院大学教授、東京大学名誉教授、 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
委員	梅島 修	高崎経済大学 経済学部国際学科 教授
委員	米谷 三以	経済産業省 通商政策局 通商法務官 東京大学 公共政策大学院 客員教授
委員	平見 健太	早稲田大学 社会科学総合学術院 講師
委員	福永 有夏	早稲田大学 社会科学部 教授
事務局	野口 直良	(一財) 国際貿易投資研究所 専務

本報告書「WTO 改革の進展と収斂」が関係者皆様方にとってご参考になれば幸いです。

なお、本報告書全文を別途弊研究所ホームページ <https://iti.or.jp/> の「ITI 調査研究シリーズ」欄に掲載いたしますので、併せてご利用下さい。

2022 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第 1 章 WTO のルールメイキング機能の再検討

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

有志国によるルールメイキングの試みは、WTO のルールメイキング機能の再活性化を占う試金石となる。サービスの国内規制に関する交渉結果は参照文書として交渉参加国のサービス約束表に追加されることで法的効力を発生するが、電子商取引や開発のための投資円滑化に関する交渉結果は国際協定として取りまとめられる見込みである。WTO の下で後者にいかなる法形式を与えるかが、WTO のルールメイキング機能の再活性化を占う真の試金石となるだろう。

第 2 章 中国国有企業に対する産業助金規律の強化

－第三国のための相殺関税の活用

高崎経済大学 経済学部国際学科
教授 梅島 修

SCM 協定に定める補助金規律は中国の産業補助金の悪影響に対処するには不十分である。唯一、その対処策として相殺関税が機能している。日米欧は SCM 協定改正案を作成しているが、当該案が WTO で承認される見込みは低い。次善の策として、当該案を輸入国が協調して相殺関税調査に適用する、FTA/EPA において当該案を明文で合意する、GATT 第 6 条 6 項(c)の第三国のための相殺関税を活用することを検討すべきである。

第 3 章 WTO 協定における "level playing field"

－PPM 措置の規律を素材として

経済産業省通商政策局通商法務官
東京大学 公共政策大学院 客員教授
米谷 三以

本稿は、PPM (Production Process and Method) 措置に関する WTO 協定上の規律を検討することを通じて、通商の分野における LPF (level playing field: 公平な競争条件) の意義を明確化することを目的とする。PPM 措置は、製品の生産過程に着目し、LPF を確保する手段として使われており、製造過程における二酸化炭素排出に着目する CBAM もその一つである。WTO 協定上の先例は、PPM 措置について、輸入品と国産品とで同一の基準を適用することでは足りず、輸出国の状況を適切に反映したものであることを求めている。

WTO 協定は、持続可能な発展を共通目的として、各加盟国の経済システムの最適化を前提に関税水準を適正化する仕組みと捉えるべきであり、LPF もその角度から考えるべきである。また最適化の一次的責任はそれぞれの加盟国政府が負うべきである。PPM 措置に対する先例はこの考え方に概ね沿ったものと言えるが、国ごとに価値観が異なることは所与の前提であるから、外国からの輸入によって自国の「公德」が害されるとして輸入を制限することを認めるかのような先例は支持できない環境保護等についての考え方の違いを理由として依存を緩和したい場合は、MFN ベースでの関税譲許修正が用意されていると主張する。

第 4 章 RIPS ウェイバー提案をめぐる論争とパンデミック後の TRIPS 体制への示唆

早稲田大学社会科学総合学術院
講師 平見 健太

パンデミック下の国際社会において、COVID-19 ワクチンを含む医薬品の不十分かつ不公平な配分状況が発生しているが、本問題に関して WTO では、TRIPS 協定のウェイバー提案の是非をめぐる論争が混迷を深めている。本稿では、かかる論争を整理し争点を示すとともに、当該争点に関して現在現れている 3 つの立場を紹介し、見解の対立が解消し難い背景事情を示した。そのうえで、今般のパンデミック以来、知的財産保護と公衆衛生（医薬品アクセス）の在り方に関する問題が再燃している現状をふまえ、以上のウェイバー提案をめぐる論争とその混迷が、知的財産保護と医薬品アクセス問題の認識枠組みにいかなる影響を及ぼしうるか、そして、かかる認識枠組みの変化が今後の TRIPS 体制に及ぼしうる影響を考察した。

第 5 章 WTO 紛争処理の現状と見通し

早稲田大学 社会科学部
教授 福永 有夏

2019 年 12 月 11 日以降、上級委員会は機能不全に陥っており、上級委員会以外の紛争処理手続の利用も低迷傾向にある。また、航空機補助金に関する米欧紛争や、米国鉄鋼アルミ追加関税措置に関する米欧紛争など、WTO の枠外で紛争処理が進められる傾向が強まっている。特に米中貿易紛争は、今後も米国の一方的措置や米中二国間協議を通じて処理されていくと予想される。ただ、パネル段階で事実上「敗訴」した米国が上訴せず、パネル報告がいわゆる「棚ざらし」になることなく採択された紛争や、日本が中国のアンチダンピング措置について初めて WTO に付託した紛争など、WTO 紛争処理において注目される動きもある。今後は、パネルを事実上の一審制として活用する動きが活発化する可能性もある。

目 次

WTO 改革の原点と焦点：総括.....	1
----------------------	---

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

第 1 章 WTO のルールメイキング機能の再検討.....	5
--------------------------------	---

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

第 1 節 はじめに	5
第 2 節 有志国によるルールメイキングの模索.....	6
第 3 節 考察	8

第 2 章 中国国有企業に対する産業助金規律の強化 －第三国のための相殺関税の活用	13
--	----

高崎経済大学 経済学部国際学科
教授 梅島 修

第 1 節 序論	13
第 2 節 SCM 協定に基づく補助金規律の適用状況	13
1. WTO 紛争解決の利用状況.....	14
2. WTO 紛争を活用した産業補助金の規律強化の可能性.....	14
3. 相殺関税措置の利用状況.....	15
第 3 節 SCM 協定における産業補助金規律の強化	15
1. 先進国の提案.....	15
2. 中国の反応	16
3. 産業補助金に対する規律強化の促進策.....	16
第 4 節 相殺関税の協調賦課による産業補助金の無効化－GATT 第 6 条 6 項(c)	17
1. GATT 第 6 条の第三国のための相殺関税の規定	17
2. GATT 第 6 条 6 項 (b)第 2 文及び(c)が加筆された経緯.....	18
3. 第三国のための相殺関税を課すための要件	19
4. 第三国のための相殺関税措置の結論	25
第 5 節 おわりに：輸入国及び第三国のための相殺関税措置の協調適用.....	25
1. 輸入国の協調による産業補助金への対処	25
2. 自由貿易協定による協調体制の確立	25

第3章 WTO 協定における “level playing field” –PPM 措置の規律を素材として.... 29

経済産業省通商政策局通商法務官
東京大学 公共政策大学院 客員教授
米谷 三以

第1節 はじめに	29
第2節 PPM 措置に関する WTO 規律の発展と評価	31
第3節 WTO 協定における LPF 又は「公平性」の基準	33
第4節 終わりに	40

第4章 TRIPS ウェイバー提案をめぐる論争とパンデミック後の TRIPS 体制への示唆... 43

早稲田大学 社会科学総合学術院
講師 平見 健太

第1節 問題の所在	43
第2節 ウェイバー提案をめぐる論争の整理	45
1. インド・南アフリカによるウェイバー提案	45
2. EU の代替案	45
3. 論争の争点と3つの立場	46
第3節 知的財産と公衆衛生に関する認識枠組みの変遷	47
1. 1990 年代以前	47
2. 1990 年代中盤～2000 年頃	48
3. 2000 年頃～2010 年頃	49
4. 2010 年頃～2020 年頃	49
第4節 認識枠組みの揺り戻し?	50
1. 2020 年～現在	50
2. 今後の TRIPS 体制への影響	51

第5章 WTO 紛争処理の現状と見通し..... 54

早稲田大学 社会科学部
教授 福永 有夏

はじめに	54
第1節 WTO 紛争処理の概況	54
1. 新たな申立て(協議要請)	55
2. パネル付託案件	56
3. 上級委員会付託案件	58
第2節 今後の見通し	59
まとめ	60

WTO 改革の原点と焦点：総括

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

一昨年度、昨年度に引き続き、WTO 改革をテーマとして取り組んだ調査研究会の報告書である。一昨年度は「WTO 改革の課題と方向」の表題の下に、WTO 改革の背景と WTO 改革に向けた取組の動向を分析した。昨年度は「WTO 改革の進展と収斂」の表題の下に、一昨年度の分析を引き継いで、WTO 改革に向けた取組の動向を分析するとともに、改革の方向性に収れんが見られるかどうかを探った。さらに、より大所高所の見地から WTO 改革の方向性を探る考察も行った。本年度は「WTO 改革の原点と焦点」の表題の下に、引き続き WTO 改革に向けた取組の動向を分析するとともに、新たに浮上した論点についての WTO 改革の方向性を検討した。以下では、各章の分析の概要を紹介する。

第 1 章「WTO の交渉機能再活性化の可能性」（中川淳司）は、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりに象徴される WTO のルール形成の機能不全が続く中で、それを克服してルール形成を行おうとする試みがみられるようになってきていることに注目する。そして、2017 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議（ブエノスアイレス）で発出された有志国による共同声明に基づくルール形成の試みが行われているサービスの国内規制、電子商取引、開発のための投資円滑化、中小零細企業、貿易と環境の持続可能性、プラスチック汚染と環境に持続可能なプラスチック貿易の、いわゆる共同声明イニシアティブと、ドーハ開発アジェンダ・ルール交渉の一環として交渉が行われている漁業補助金ルールを取り上げ、交渉の現状と今後の見通しを探る。共同声明イニシアティブの中では、サービスの国内規制のみ 2021 年 12 月に交渉が妥結した。交渉参加国は交渉の妥結に関する宣言を採択し、宣言の附属書 I「サービスの国内規制に関する参照文書（Reference Paper）」を自国のサービス貿易約束表に追加して、そこに盛り込まれたサービスの国内規制の透明性と規制国の説明責任に関わるルールを全ての WTO 加盟国に最恵国待遇ベースで適用する。ただし、規定の多くが「可能な限り」という文言を伴っており、規制国が当該規定を実施するかどうかについて広範囲の裁量を認めている。さらに、途上国には 7 年間の猶予期間が認められており、この期間は延長可能とされている。このように、サービスの国内規制に関する参照文書の規律は緩やかであり、そのことが交渉妥結の背景にある。

サービスの国内規制を除く共同声明イニシアティブの交渉は 2022 年 2 月現在妥結していない。このうち、電子商取引と開発のための投資円滑化についてはテキストベースでの交渉が進められており、一部の論点については合意が得られた一方、対立が残る論点もある。2022 年末にも予定されている第 12 回 WTO 閣僚会議での交渉妥結を目指して交渉が続い

ている。漁業補助金ルールをめぐる交渉も妥結が間近であるとの報道がある。また、貿易と環境の持続可能性については、近々にルールの交渉が開始される見込みとの報道がある。

以上の交渉に関しては、交渉結果をどのような法形式で取りまとめるかという課題がある。漁業補助金ルールは全ての WTO 加盟国を拘束する多角的貿易協定として取りまとめられるが、それ以外の交渉結果の取り得る法形式は、(1)多角的貿易協定、(2)特定の WTO 加盟国のみを拘束する複数国間協定、(3)市場アクセスに関する有志国の合意、(4)1994 年のガット第 24 条が規定する自由貿易協定または GATS 第 5 条が規定する地域統合の取り決め、の 4 つがあるが、これまでの交渉の経緯及び交渉のテーマから判断すると(2)か(4)の可能性が大きい。(2)の場合、新たな複数国間協定を追加するために必要な全 WTO 加盟国のコンセンサスが得られるかが課題となる。(4)の場合、手続的な隘路はないが、当該協定は実質的に WTO の枠外で成立し、WTO の紛争解決手続の適用対象から外れることになるだろう。有志国によるルール形成は、現下の WTO におけるルール形成の現実的な選択肢として今後も拡大する可能性があるが、有志国によるルール形成が拡大すれば、WTO の多国間主義が骨抜きになり、新興国や多数の途上国がこの動きから取り残されるという懸念があることを指摘して、第 1 章は結ばれている。

第 2 章「中国国有企業に対する産業補助金規律の強化－第三国のための相殺関税の活用」(梅島修)は、昨今の WTO 改革において焦点の一つとなってきた産業補助金規律の強化をめぐる議論の動向を検討する。中国の国有企業に対する産業補助金が市場を歪曲しているとの指摘があるが、WTO 補助金協定の禁止補助金をめぐる WTO 紛争事例から判断すると、補助金協定の禁止補助金の規律は有効に機能している。他方で、相殺可能な補助金の規律に関しては、「著しい害」(WTO 補助金協定第 6 条)の立証が容易でないことから、WTO の紛争処理手続はこれに対処する有効な方策とはなっていない。対処策として、中国の国有企業向け産業補助金に対する相殺関税措置があるが、国有企業を「公的機関」(同前第 1.1 条(a)(1))と認定する上での限界、「第三国価格ベンチマーク」(同前第 14 条(d))の適用可能性についての限界がある。以上に加えて、中国が産業補助金を通報していない(同前第 25 条)という問題もある。

梅島は、以上の考察を前提として、産業補助金の規律強化をめぐる主要国の提案を検討するが、2019 年以来議論の目立った進展が見られず、WTO において産業補助金の規律厳格化、通報の強化について賛成が得られる可能性は低いとする。以上を踏まえて、梅島は、現行 WTO 協定に基づく補助金規律の強化策として、(1)WTO 紛争処理手続への共同提訴、(2)相殺関税の積極活用、(3)第三国のための相殺関税措置 (GATT 第 6 条第 6 項(b)、(c))を取り上げ、その実現可能性と有効性を詳細に検討する。以上は WTO における多角的ルールの平面での規律強化策である。最後に、梅島は、FTA による補助金規律の強化の可能性を検討して、論考を結んでいる。

第3章「WTO 協定における”level playing field”－PPM 措置の規律を素材として」（米谷三以）は、PPM 措置に関する WTO 協定上の規律を検討することを通じて、通商の分野における”level playing field”（公平な競争条件）の意義を明確化することを目的とする。米谷は、近年、生産国における環境保護、労働者保護、人権保護の不十分さを咎める様々な貿易措置が検討されていることに着目する。こうした措置の増加の背景には、こうした生産国との不公平な国際競争を強いられることに対する先進国の不満がある（Level Playing Field 論）。米谷は、Level Playing Field 論を、各国がその経済システムを人間の存続能力を最大化する観点から客観的に最適な状態を確保することを求めること、と理解し、この観点から環境保護、労働者保護その他の水準に関する争いを解決することを推奨する。先例は生産工程での環境配慮や人権保護の不足（PPM）を理由に貿易制限を行うことを原則として認めていない。環境保護、労働者保護等における考え方の違いに起因する対立は、これらの非貿易的関心事項を専門としない WTO 体制においては、いずれを支持するか判断が付かないため、MFN ベースでの関税譲許の再調整という形で対立を緩和することが想定されている。これを前提とすれば、PPM に対しては環境保護などの夫々の専門レジームに対して各国が最適な状態を実現することを期待していると想定するのが合理的であるとして、米谷は考察を結んでいる。

第4章「TRIPS ウェイバー提案をめぐる論争とパンデミック後の TRIPS 体制への示唆」（平見健太）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ワクチンを含む医薬品の不十分かつ不公平な配分状況が世界的に生じている中で、医薬品等に関する強力な国際知的財産保護制度がその一因として批判されている現状を取り上げる。インド・南アフリカは、COVID-19 関連の製品・技術に関して TRIPS 協定の義務を3年間免除すること（ウェイバー）を提案し、米国も2021年5月にはこの提案に対する原則的な支持を表明した。しかし、米国以外の先進国は、医薬品供給の問題を単純に知的財産保護の問題に集約することはできないとしてこれに反対し、強制実施権に関わる TRIPS 協定の規定の明確化、柔軟化と利用促進を唱えている。両者の立場の相違は2022年2月現在も克服されておらず、膠着状態のまま時間が経過している。

平見は、この対立の背景事情として、国際知的財産レジームと人権レジームの関係をめぐる議論枠組の変遷を指摘する。1990年代以前、両者は別個のレジームととらえられ、条約も各領域で独自に発展した。1990年代中盤に TRIPS を中核とする強力な知的財産保護体制が成立したが、人権条約に結び付けてこれに対抗する言説は登場しなかった。2000年代に入ると、途上国におけるエイズ禍を契機に、TRIPS 協定への反発が拡大し、TRIPS と公衆衛生に関するドーハ宣言（2001年）が成立した。そして、対抗言説として人権レジームが唱えられるようになった。2010年代以降は国際知的財産レジームと人権レジームの調整・統合志向が顕著となった。そして、COVID-19 のパンデミック下で、国際人権法の立場からの TRIPS 協定批判が強まるとともに、国際経済法の立場からも TRIPS 協定に疑問の声

が出て来ている。そして、平見は、内外からの人権に基づく強力な批判にさらされることで、WTO は TRIPS 体制における知的財産保護と人権の関係につき再考を迫られる可能性があるとする。平見は、短期的な課題として、医薬品の十分かつ衡平な配分を実現すること、中長期的な課題として、知的財産レジームと人権レジームのリバランスに取り組むべきことを指摘して、論考を結んでいる。

第 5 章「WTO 紛争処理の現状と見通し」（福永有夏）は、WTO 紛争処理の現状と今後の方向性を検討する。2019 年 12 月に上級委員会が機能を停止して以降、それ以前に上訴されていた案件のほとんどについて、上級委員会による審理が行われない「棚ざらし」状態になっている。また 2019 年 12 月以降に出されたパネル報告のほとんどが上訴され、これらも「棚ざらし」になっている。新たに協議要請される紛争は減少傾向にあるが、その最大の原因は米国による協議要請が減少したことである。2021 年 2 月から 2022 年 1 月末までにパネルに付託された紛争は 10 件で、その内 4 件は中国を被申立国とする。ただし、コロナ禍の影響などによりパネルの審理に遅れが生じており、この間に出されたパネル報告は 4 件に留まる。2022 年 1 月末現在パネルに係属中の紛争は 30 件に上っている。米国の通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミ追加関税措置を EU が争った紛争については、2021 年 10 月末に共同声明が発表され、米国は当該措置の適用を停止することになった。2022 年 1 月末現在、上級委員会で「棚ざらし」になっている上訴案件は 22 件である。このうち、米欧の大型民間航空機補助金をめぐる紛争については、2021 年 6 月に、米欧が互いに発動している対抗措置を中断するとともに、公平な競争条件の確立と非市場経済国の問題への対応のために協力することを約束する「大型民間航空機に関する協力のための了解」に合意した。これにより、航空機補助金をめぐる米欧紛争は一応の解決に至った。

バイデン政権の成立で米国が上級委員会委員の任命手続再開に同意するとの期待もあったが、2022 年 1 月末現在、米国の姿勢は前政権と大きく変わっていない。2021 年末に開催予定であった第 12 回閣僚会議がオミクロン株蔓延のため無期限延期されたこともあり、上級委員会を含めた紛争処理改革の見通しは立っていない。それを前提として紛争処理の今後の見通しをまとめると、第一に、米中貿易紛争を中心に、一方的措置や二国間協議と言った政治的な貿易紛争処理手段が引き続き活用されるだろう。第二に、米国・メキシコ・カナダ協定等で FTA の定める紛争処理手続の活用が進む可能性がある。第三に、一部の貿易紛争は引き続き WTO の紛争処理に付託されるが、その場合はパネルや紛争解決了解第 25 条の仲裁手続が事実上の一審制として用いられる可能性がある。当面は、パネル手続を適切に活用することが法に基づく貿易紛争解決を実現する鍵となろう。

第1章 WTO のルールメイキング機能の再検討

中央学院大学教授、東京大学名誉教授
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
研究会委員長 中川 淳司

第1節 はじめに

ドーハ開発アジェンダの行き詰まりに象徴される WTO のルールメイキングの機能不全が続く中で、それを克服してルールメイキングを行おうとする試みがみられるようになってきている。その一つは、全ての WTO 加盟国が参加する交渉に代わる、有志国によるルールメイキングの試みである。2017 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議（ブエノスアイレス）において、サービスの国内規制、¹電子商取引、²開発のための投資円滑化³について、ルールメイキングに向けた作業を開始する趣旨の有志国による共同声明が発出された。それ以来、これらのテーマに関して有志国によるルールメイキングの作業が進められてきた。その後も特定のテーマについて有志国による共同声明が発出されている。いわゆる「共同声明イニシアティブ」である（表 1-1 を参照）。

表 1-1 WTO 有志国による共同声明イニシアティブの概要

テーマ	概 要	交渉参加国・地域
サービス国内規制	サービス業の行政手続の円滑化・透明化に関わる規律	67
電子商取引	データ流通の自由化その他越境電子商取引に関する規律	86
開発のための投資円滑化	投資の許認可その他の行政手続の簡素化・透明性向上に関する規律	110 以上
中小零細企業 ⁴	途上国の中小零細企業の貿易促進	94
貿易と環境の持続可能性 ⁵	貿易と環境の持続可能性に関する組織だった論議の推進	71
プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易 ⁶	プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する非公式対話の推進	68

出典：WTO 資料等に基づき筆者作成

もう一つのルールメイキングの試みは、ドーハ開発アジェンダ・ルール交渉の一環として行われてきた漁業補助金に関するルールの交渉⁷である。第 11 回 WTO 閣僚会議では、交渉を継続し、次回閣僚会議までに漁業補助金に関するルールを取りまとめた協定を締結することを目指す閣僚決定が採択された。⁸本章は、以上のルールメイキングの試みが今日までいかなる成果を挙げたかを見る。そして、今後のルールメイキングの見通しについて考察する。

第 2 節 有志国によるルールメイキングの模索

有志国によるルールメイキングの試みでは、サービスの国内規制に関する交渉のみが妥結した。2021 年 12 月 2 日、交渉に参加した 67 カ国は、交渉の妥結に関する宣言を採択した。⁹宣言の附属書 I「サービスの国内規制に関する参照文書（Reference Paper）」は、第 1 節で、交渉参加国が GATS 第 6 条第 4 項に準拠したサービスの国内規制に関する GATS の規定¹⁰の詳細化に同意し、宣言の第 2 節を自国の約束表に追加することをうたう。金融サービスに関しては、宣言の第 3 節を約束表に追加することができる。途上国は 7 年を超えない猶予期間を認められる。この期間は延長可能である。

宣言第 2 節の大略は以下の通りである。まず、規律の対象はサービス貿易に係る免許・資格要件・手続及び技術的基準である。申請に関しては、可能な限り通期で申請を認め、時期を限る場合は合理的な提出期間を保証する。可能な限り電子的なフォーマットでの申請を認める。申請の処理に当たっては、可能な限り申請処理に要する時間を伝え、申請者から要請があれば申請の処理状況を伝える。可能な限り申請の要件具備を確認し、要件具備を確認した場合、合理的な期間内に申請を処理し、その結果を可能な限り書面で申請者に伝える。要件の不備を確認した場合、申請者にそれを伝え、申請者から要請があれば、追加すべき情報を教示し、当該情報を提供する機会を申請者に与える。申請を却下する場合、申請者にその理由を伝え、再申請の手続等を教示する。

サービス供給の認可に係る以下の情報を公表する。(a)要件及び手続、(b)当局の情報、(c)手数料、(d)技術上の基準、(e)申請に係る決定に対する上訴・再審査の手続、(f)免許・資格の条件遵守を監視する手続、(g)公衆の関与の機会、(h)申請処理の時間。

可能な限り、サービス貿易に係る免許・資格要件、技術上の基準が発効する前に利害関係者に情報を提供し、利害関係者が案に対して意見を述べる機会を保証すること。可能な限り述べられた意見を尊重する。法令・規則の公表から実施まで、可能な限り合理的な期間を確保するよう努めること。

認可に関する措置の採用・維持に当たっては、措置が客観的で透明な基準に基づくことを確保する。手続が公平で、申請者が要件具備を立証するために適切な手続であることを確保する。手続がそれ自体として要件具備を不当に妨げないことを確保する。最後に、手続が男女を差別しないことを確保する。

以上が宣言第 2 節の大略である。第 3 節は金融サービスの国内規制に係る規律を盛り込む。その内容は第 2 節をやや簡略化したものである。第 3 節は希望する国が採用するオプションとして位置づけられている。

交渉の妥結に関する宣言によれば、交渉参加国は以上の第 2 節及び希望すれば第 3 節を自国の約束表に追加する。その結果、以上の規律は当該国の約束表の一部を構成し、最恵国ベースで全ての WTO 加盟国に適用されることになる。交渉の妥結に関する宣言には、参照文書を採用する交渉参加国の追加約束の一覧が付されている。¹¹

サービスの国内規制に関する参照文書の内容は、サービス貿易に係る免許・資格要件・手続及び技術的基準に関する手続の透明性と規制国の説明責任を確保することを狙いとしている。参照文書を含む加盟国の約束表は GATS の一部を構成し、法的拘束力を持つ。違反があった場合には、国が企業の被害状況を確認したうえで、WTO の紛争解決手続に持ち込むことが可能である。ただし、規定の多くが「可能な限り」という文言を伴っており、規制国が当該規定を実施するかどうかについて広範囲の裁量を認めている点が特徴的である。さらに、途上国に関しては 7 年間の猶予期間が認められており、この期間は延長可能とされている。このように、サービスの国内規制に関する参照文書の規律は緩やかであり、そのことが、このテーマに関する交渉が妥結した背景にある。

共同声明イニシアティブのうち、サービスの国内規制以外のテーマについては、本稿執筆の 2022 年 2 月時点で交渉が妥結していない。電子商取引共同声明イニシアティブには 86 の国・地域が参加している。2021 年 12 月 24 日に、イニシアティブの議長国（日本、豪州、シンガポール）の閣僚声明¹²が発出された。それによれば、それまでに以下の 8 項目について条文案が固まった。①オンライン消費者保護、②電子署名・認証、③要求されていない商業上の電子メッセージ、④政府の公開されたデータ、⑤電子契約、⑥透明性、⑦ペーパーレス貿易、⑧開かれたインターネット・アクセス。他方で、以下の項目については議論が収斂していない。①電子的な送信に対する関税、②国境を越えるデータ流通、③データ・ローカライゼーション、④ソース・コード、⑤電子的な取引の枠組み、⑥サイバーセキュリティ、⑦電子インボイス。閣僚声明は、2022 年末までに大多数の論点における議論の収斂を目指すとした。ただし、交渉継続中の以上の項目については交渉参加国の間で見解の対立が続いており、合意に到達することは容易ではないだろう。

開発のための投資円滑化についても、110 を超える国・地域が参加して、テキストベースでの交渉¹³が続けられている。2022 年末までの交渉妥結を目指している。¹⁴

以上の共同声明イニシアティブによるルールメイキングの交渉の他に、ドーハ開発アジェンダ・ルール交渉の一環として、漁業補助金に関する交渉が継続中である。交渉がまとまれば、貿易円滑化協定に続いて、WTO の下で 2 本目の多角的貿易協定になる。交渉は最終段階に入っており、2021 年 11 月 24 日には漁業補助金協定案が公表された。¹⁵それによると漁業補助金協定は以下の条文構成をとる。

対象

定義

IUU（違法、無報告、無規制）漁業に貢献する補助金

乱獲された漁業資源に関する補助金

過剰漁獲能力と過剰漁獲に貢献する補助金

後発途上国に関する規定

技術協力と能力構築

通報と透明性

制度規定

紛争解決

最終規定

協定案によれば、途上国の猶予期間、技術協力と能力構築を中心に未確定の条文がある。協定案の公表に際して、交渉議長は、大半の国が交渉を早急に妥結させることにコミットしている」と表明した。¹⁶

第3節 考察

以上見てきた WTO におけるルールメイキング復権に向けた動きをどう評価すればよいのか。有志国による共同声明イニシアティブの中で、交渉が妥結したサービスの国内規制は、有志国による交渉結果を参照文書として自国の約束表に追加し、最恵国待遇に基づいて全ての WTO 加盟国に適用するという方式で実施されることになる。有志国による合意でありながら、複数国間貿易協定（*plurilateral trade agreement*）という形式をとらなかったことで、複数国間協定を世界貿易機関協定附属書 4 に追加するためにコンセンサスが必要となる¹⁷という難路を回避した。これには先例がある。電気通信に関する GATS の第 4 議定書は、基本電気通信の国内規制に対する規律を参照文書として採択し、先進国は原則としてこれを全て自国のサービス貿易約束表に追加して、最恵国待遇原則に基づいて他の全ての WTO 加盟国に適用することにした。¹⁸

この方式は、有志国による合意の結果でありながら、これを複数国間協定と構成せず、自国の約束表に追加することで法的拘束力を持たせるという効果を持つ。GATS 第 4 議定書もサービスの国内規制に関する参照文書も、いずれもサービス貿易に関する WTO 加盟国の国内法に対する規制であることは共通しており、そのことが参照文書の約束表への追加という方式をとることを可能にした。

これに対して、有志国による共同声明イニシアティブの他の試みは、電子商取引にせよ、開発のための投資円滑化にせよ、対象事項がサービス貿易に限定されないため、交渉結果を参照文書として約束表に追加するという方式を採用することは困難である。交渉結果は国

際協定として取りまとめられることになる。実際、いずれの試みにおいても、テキストベースでの協定のとりまとめが進められている。この場合、取りまとめられた国際協定を WTO 体制の下でいかに位置付けるかが問題となる。これには四つの選択肢が考えられる。第一は、これを WTO の全加盟国を拘束する多角的貿易協定と位置付けることである。この選択肢の難点は、有志国による交渉の結果を WTO の全加盟国を拘束する多角的貿易協定と位置付けることに対して、交渉に参加しなかった WTO 加盟国の同意が期待できないことである。有志国による共同声明イニシアティブの開始以来、交渉は全ての WTO 加盟国に開かれてきた。2021 年末時点で電子商取引の交渉には 86 の国・地域が参加し、開発のための投資円滑化の交渉には 110 を超える国・地域が参加している。しかし、これに加わっていない WTO 加盟国は、これらのルールメイキングに対する消極的な姿勢をとっている国であろう。これらの国が交渉結果として取りまとめられた協定に拘束されることに同意することは期待できない。

第二の選択肢は、これを特定の WTO 加盟国を拘束する複数国間協定と位置付けることである。先に述べたように、この場合、当該協定を世界貿易機関協定附属書 4 に追加するため、コンセンサスが必要となる。交渉に参加した有志国以外の WTO 加盟国の同意を取り付けることが必要となるのである。¹⁹電子商取引と開発のための投資円滑化に関する協定を世界貿易機関協定附属書 4 に追加するためのコンセンサスが得られるだろうか？

WTO 体制の下で残された第三の選択肢は、これを市場アクセスに関する有志国の合意として位置づけることである。WTO の下では情報技術協定の先例がある。有志国が交渉して情報技術製品の関税撤廃に合意し、交渉結果は最恵国待遇原則に基づいて全ての WTO 加盟国に適用された。この協定は情報技術製品の関税を撤廃するものであり、その効果は交渉参加国の譲許表の修正であるから、交渉結果が最恵国待遇原則に基づいて全ての WTO 加盟国に適用される限り、WTO の下で協定の効力を発生させるために特段の手段を必要としない。²⁰この選択肢をとることができるかどうかは、交渉結果を譲許表の修正とみなすことができるかどうかにかかってくる。電子商取引に関する協定と開発のための投資円滑化に関する協定は譲許表の修正を目指したものではなく、これらを市場アクセスに関する有志国の合意と位置付けられるかは疑問である。

第四の選択肢は、これを 1994 年のガット第 24 条が規定する自由貿易協定、あるいは GATS 第 5 条が規定する経済統合の取り決めと位置付けることである。この場合、当該協定が自由貿易協定ないし経済統合の取り決めと認められる一定の要件²¹が課される一方で、WTO の下で当該協定を締結することについての手段要件は課されない。それと同時に、当該協定は WTO の枠外の協定と位置付けられることになる。WTO の紛争解決手続は適用されない。

結論として、電子商取引と開発のための投資円滑化に関する交渉結果は複数国間協定（第二の選択肢）あるいは自由貿易協定（第四の選択肢）として取りまとめられることになるだろう。前者の場合、世界貿易機関協定附属書 4 に追加するために求められるコンセンサス

という要件が充足されるかどうか、予断を許さない。後者の場合、その発効に関する WTO の手続上の制約は存在しないが、当該協定は実質的に WTO の枠外で成立し、WTO の紛争解決手続の適用対象から外れることになるだろう。

WTO におけるもう一つのルールメイキングの試みである漁業補助金に関する交渉は、以上の共同声明イニシアティブとは事情が異なる。それは有志国ではなく全ての WTO 加盟国が参加する交渉であり、交渉結果として取りまとめられる協定は多角的貿易協定と位置付けられることになる。交渉がまとめれば、貿易円滑化協定に続いて WTO の下での 2 本目の多角的貿易協定となる。漁業補助金という特定のテーマについてはあるが、20 年の交渉を経て協定がまとめれば、それは WTO のルールメイキング機能の復活を告げる意味がある。

ただし、これを契機として、WTO のルールメイキング機能が全面的に復活すると判断するのは早計である。ドーハ開発アジェンダ・ルール交渉では漁業補助金以外に、アンチダンピング協定、補助金協定の規律の明確化も対象とされてきたが、²²こちらに関しては交渉は全く進展していない。漁業補助金に続く新たな多角的貿易協定が成立する見込みはきわめて低い。

他方で、新たな分野で有志国によるルールメイキングの枠組みを立ち上げる動きもある。日・米・中国・EU など 71 の国・地域は、気候変動など環境問題に対応するための枠組み作りに合意する共同声明を近く出すとの報道がある。脱炭素に資する製品の関税撤廃や規制面でのルール作りを検討する方針である。²³この他に、日米欧三極貿易大臣会合は、市場の公正な競争環境を歪める過度な産業補助金を統制するルールについて検討しており、将来的には有志国によるルールメイキングにつなげることを目指している。有志国によるルールメイキングは、現下の WTO におけるルールメイキングの現実的な選択肢として今後とも拡大する可能性がある。

ただし、有志国によるルールメイキングが拡大すれば、WTO の多国間主義が骨抜きになり、新興国や多数の途上国がこの動きから取り残されるという懸念がある。インドや南アフリカはコンセンサスという WTO の原則を重視し、この動きが多角的貿易体制の一体性を損なうとして反対する。²⁴その意味で、電子商取引と開発のための投資円滑化に関する有志国共同声明イニシアティブの交渉結果がどのような形でまとまるかが、WTO のルールメイキング機能の復活を見る上での試金石となるだろう。

-
- ¹ WTO, 11th Ministerial Conference, Joint Ministerial Statement on Services Domestic Regulation, 13 December 2017, WT/MIN(17)/61.
- ² WTO, 11th Ministerial Conference, Joint Statement on Electronic Commerce, 13 December 2017, WT/MIN(17)/60.
- ³ WTO, 11th Ministerial Conference, Joint Ministerial Statement on Investment Facilitation for Development, 13 December 2017, WT/MIN(17)/59.
- ⁴ WTO, 11th Ministerial Conference, Joint Ministerial Statement – Declaration on the establishment of a WTO informal work programme for MSMEs, 13 December 2017, WT/MIN(17)/58. この共同声明イニシアティブはルールメイキングを直接の目標としていないため、本章での検討対象には加えなかった。
- ⁵ WTO, Committee on Trade and Environment, “Communication on Trade and Environmental Sustainability, Communication from Australia; ・・(中略)・・; and the United Kingdom”, WT/CTE/W/248, 17 November 2020. この共同声明イニシアティブに基づく活動の今後の見通しにつき、後述注 22 及びそれに対応する本文を参照。
- ⁶ WTO, Committee on Trade and Environment, “WTO Informal Dialogue on Plastics Pollution and Environmentally Sustainable Plastics Trade, Communication from Australia, ・・(中略)・・ and United Kingdom”, WT/CTE/W/250/Rev.1, 26 July 2021. この共同声明イニシアティブはルールメイキングを直接の目標としていないため、本章での検討対象には加えなかった。
- ⁷ WTO, Doha Ministerial Conference, Ministerial Declaration, 14 November 2001, para.28.
- ⁸ WTO, 11th Ministerial Conference, Fisheries Subsidies, Ministerial Decision of 13 December 2017, WT/MIN(17)/64, WT/L/1031.
- ⁹ WT/L/1129, 2 December 2021.
- ¹⁰ GATS 第 6 条第 4 項は、資格要件、資格の審査手続、技術上の基準、免許要件に関する措置がサービス貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、サービス貿易理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成すると規定する。そして、同項は、当該規律が特に以下の基準に適合することを確保することを目的とすると規定する。
- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと
 - (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと
 - (c) 免許の手続は、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと
- ¹¹ ただし、追加約束は本稿執筆時点（2022 年 2 月 3 日）では非公開となっている。
- ¹² WTO, Joint Statement Initiative on E-commerce, Statement by Ministers of Australia, Japan and Singapore, 14 December 2021, Available at https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/ji_ecom_minister_statement_e.pdf (Accessed 31 January 2022)
- ¹³ WTO, Structured Discussions on Investment Facilitation for Development, Consolidated document by the Coordinator – MC12 – Revision, INF/IFD/RD/74/Rev.5, 25 November 2021. ただし、このテキストは公表されていない。
- ¹⁴ WTO News, More than two-thirds of WTO membership now part of investment facilitation negotiations. 30 November 2021. Available at https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/infac_01dec21_e.htm (Accessed 1 February 2022)
- ¹⁵ Agreement on Fisheries Subsidies, Draft Text, WT/MIN(21)/W/5, 24 November 2021.

-
- ¹⁶ WTO News, Chair of fisheries subsidies negotiations outlines next steps for work in the new year. 10 December 2021. Available at https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/fish_10dec21_e.htm (Accessed 1 February 2022)
- ¹⁷ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第 10 条第 9 項「閣僚会議は、いずれかの貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書 4 に追加することをコンセンサス方式によってのみ決定することができる。」
- ¹⁸ 参照、小寺彰「電気通信サービスに関する GATS の構造－米国・メキシコ電気通信紛争・WTO 小委員会報告のインパクトと問題点－」 *RIETI Discussion Paper Series* 05-J-001, 2005 年、4-6 頁。
- ¹⁹ Bernard M. Hoekman and Petros C. Mavroidis, “WTO ‘à la carte’ or ‘menu du jour’? Assessing the Case for More Plurilateral Agreements”, *European Journal of International Law*, Vol.26, No.2, 2015, pp.319-343, p.326.
- ²⁰ 譲許表の修正が関税の引き上げを含む場合には、1994 年のガット第 28 条に基づく実質的な利害関係国との交渉が必要となる。これに対して譲許表の修正が関税の撤廃である場合は、実質的な利害関係国との交渉は不要である。参照、Andrew Stoler, “‘Joint Statement Initiatives’ and Progress in the WTO System”, WITA Blog, 21 May 2021. Available at <https://www.wita.org/blogs/joint-statement-initiatives-wto/> (Accessed 3 February 2022)
- ²¹ 自由貿易協定に関しては、当該協定で適用される関税その他の通商規則が、第三国に適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりも制限的なものでないこと（1994 年のガット第 24 条第 5 項(a)）、関税その他の通商規則を、当該協定を構成する地域間の実質全ての貿易について廃止すること（1994 年のガット第 24 条第 8 項(a)(i)）である。サービス貿易に関する経済統合の取り決めについては、当該締約国間で実質的に全ての差別が合理的な期間内に撤廃されること（GATS 第 5 条第 1 項(b)）である。
- ²² See WTO, 4th Ministerial Conference, Ministerial Declaration, WT/MIN(01)/DEC/1, 14 November 2001, para.28.
- ²³ 参照、「WTO 改革、有志国主導で再起動 サービス業ルール採択」『日本経済新聞』2021 年 12 月 2 日 電子版。
- ²⁴ 例えば参照、WTO, General Council, “The legal status of ‘Joint Statement Initiatives’ and their negotiated outcomes, Communication from India and South Africa”, WT/GC/W/819, 19 February 2021. (共同声明イニシアティブについて、ルールベースの多角的貿易体制の一体性を損なうとして反対する。)

第2章 中国国有企業に対する産業助金規律の強化 － 第三国のための相殺関税の活用

高崎経済大学 経済学部国際学科
教授 梅島 修

第1節 序論

近時、中国が交付する産業補助金による悪影響に対処する規律強化が喫緊の課題となっている。中国は2020年、上場企業に2,136億元（約3.6兆円）の補助金を交付し、そのうち約6割を国有・政府系企業が受け取ったとされている¹。EUによると、中国は無利子・低利子融資、不自然なほどの低価格での原材料や部分品、エネルギー、土地の提供、さらに研究開発・技術獲得のための税免除といった方法により補助金を交付して、鉄鋼、アルミ産業などに巨大な過剰生産能力を生み出して不公正な輸出を行い、輸入国の多くの産業に損害を与えている、としている²。米国も2021年10月、中国との交渉が停滞すれば通商法301条に基づく中国の産業補助金調査を開始することを示唆している³。

WTO「補助金及び相殺措置に関する協定」（以下「SCM協定」）は、輸出を条件とした「輸出補助金」⁴及び国内産品を優先して使用することを条件とした「輸入代替補助金」⁵の交付を禁止し、他国の産品の販売、輸出、価格に著しい害を及ぼしている補助金（以下「相殺可能な補助金」）の悪影響の除去を交付国に求める権利をWTO加盟国に与えている。しかし、前者は対象範囲が限定的であり、後者は申立国に著しい害について思い立証責任を課しているため、いずれも適用例はわずかである。

先進国はSCM協定の規律を強化する提案を行っているが、コロナ禍の影響もあり、交渉は進展していない。その一方で、2008年以降、SCM協定が輸入国に独自の判断でとることを認めている相殺関税措置の適用が急増している。

本稿は、SCM協定の活用状況及び中国の産業補助金の悪影響に対処するための改正交渉の状況を確認した上で、実質的に規律を強化する手段として、輸入国間でSCM協定の改正案を作成して協調して通常の相殺関税調査に適用すると共に、GATT第6条6項(c)の第三国のための相殺関税措置を協調してとり、また自由貿易協定においてそれらの実施に合意することを提案するものである。

第2節 SCM協定に基づく補助金規律の適用状況

禁止補助金を撤廃し又は相殺可能な補助金から悪影響を除去することを交付国に求めるためには、WTO加盟国はWTO紛争を提起して当該補助金の存在を立証する必要がある。

特に、相殺可能な補助金については、補助金と自国産品の著しい害との間に純粋かつ実質的な因果関係と効果があることの立証が求められる⁶。

他方、輸入国は、補助金付き輸入により国内産業が損害を受けているときは、補助金額を上限として相殺関税を課することができる。

1. WTO 紛争解決の利用状況

これまで禁止補助金の立証に成功した WTO 紛争事例は 9 件あった⁷。また、パネル・上級委員会の認定に至る前に当事国間で解決策に合意された事例も多い。たとえば、中国に禁止補助金の撤廃を求めた事例 5 件のいずれも、パネル設置に至らずに実質的に終了し、そのうちの 2 件では明示的に解決策の合意がなされた⁸。

このように、SCM 協定の禁止補助金の規律は有効に機能している。しかし、この強力な規律の対象は輸出補助金及び輸入代替補助金に限られる。

他の補助金は「相殺可能な補助金」の規律の対象となり得る。しかし、これまで、その規律を適用するための要件である「著しい害」の立証に成功した事例は 4 件にとどまる。うち 2 事例は被申立国が著しい害を自認したもの⁹と、公開された貿易データにより立証したものの¹⁰で、申立国が積極的に証拠を提出して立証することに成功した事例は、米国ボーイング社と EU エアバス社に交付された補助金の 2 事例¹¹のみであった。全世界で 2 社寡占状態にある航空機産業という特殊な環境が立証を容易にしたと思われる¹²。

また、それら事例は WTO 協定成立後 10 年以内に申し立てられたものである。その後に相殺可能な補助金を争点として二国間協議が申し立てられた事例は 12 件あるものの、パネル報告書が発出された事例は 2 件にとどまる¹³。その 1 件では、パネルが訴訟経済を理由として相殺可能な補助金についての判断を回避した。他の 1 件ではパネル設置段階で申立国が相殺可能な補助金の主張を取り下げている。

このように「相殺可能な補助金」の立証は難しく、利用事例はまれである。

2. WTO 紛争を活用した産業補助金の規律強化の可能性

中国の産業補助金は、EU が指摘するように低利融資、低価格による原材料供給、R&D を支援するための税減免などで、そのほとんどは禁止補助金にあたらない。上述の通り、相殺可能な補助金の立証は容易ではない。

また、米国の反対により任期が満了した上級委員の後任が選任されていないため、上級委員会は 2019 年 12 月から機能を停止している。よって、パネルから禁止・相殺可能な補助金を交付していると認定された交付国は、上訴することにより、パネル判断を実質的に無効化できる。

キャサリン・タイ米国通商代表は、最近の相殺関税措置に係る上級委員会の判断などについて「紛争解決は[協定改正]交渉を代替することを意図されたものではない」とし、上級委員会の機能回復のためには「上級委員会の構造に改革がなされなければならない」としている¹⁴。この発言は、上級委員会の運用手続変更で解決する問題とは考えていないことを示している。後述する SCM 協定改正交渉の状況に鑑みれば、当面の間、上級委員会が機能を回復することは想定できない。

このように、SCM 協定の規律自体が不十分であることに加え、WTO 紛争解決制度による規律適用の可能性も低い。WTO 紛争を介して中国の産業補助金を規律することは困難であると言わざるを得ない。

3. 相殺関税措置の利用状況

他方、輸入国は補助金が交付された中国産品の輸入から国内産業を保護するための相殺関税措置を急増させている。

米国は、2008 年から中国産品に対して相殺関税を課すことを開始し、2021 年 6 月までに 83 件の同措置を課している。EU は 2010 年から中国産品に対する相殺関税賦課を開始し、2020 年までに 9 件を課している¹⁵。それら相殺関税措置は低価格による原材料の提供に対して高い補助金マージン率を認定しているとみられる¹⁶。

これに対し中国は積極的に WTO 提訴して、上級委員会から、補助金を交付する主体とされる「公的機関」に含まれる国有企業の認定基準を厳格化する判断、さらに原材料が市場価格よりも低い価格で販売されていることを第三国の市場価格をベンチマークとして用いて立証するときの立証責任を重くする判断を得ている。米国は、それら判断を司法積極主義であると批判し、上級委員の選任を拒否する一つの大きな要因としている¹⁷。

その結果、中国産品に対する相殺関税について輸入国に不利なパネル報告書が発出されても、輸入国は上訴することにより、パネル判断を実質的に無効化することができている。

第 3 節 SCM 協定における産業補助金規律の強化

1. 先進国の提案

SCM 協定の規律は中国の産業補助金に対して不十分であることは輸入国間で共有され、その改革が議論されている。しかし、コロナ禍により対面交渉が難しくなったこともあり、その議論は進展していない。

EU は 2018 年 9 月、SCM 協定を改正して、国有企業を公的機関と認定する基準を明確化し、無制限になされた政府保証及び信頼できる再建計画なく実行された債務超過又は病的

企業への補助金交付などを禁止補助金に追加する又はそれらの著しい害を推定するなどを提案した¹⁸。カナダは同年9月、競争歪曲効果のある国有企業、産業補助金、技術移転、透明性について検討することを提案している¹⁹。

2020年1月、日米欧貿易大臣は共同声明を発出して、際限のない政府保証、信頼できる再建計画のない破産又はその危機にある企業に対する補助金を禁止補助金に追加することを提案した。さらに、相殺可能な補助金の立証責任を交付国に転換すること、補助金額を計算するためのベンチマークの認定方法を特定すること、公的機関の定義を定めることなどを提案している²⁰。しかし、その後、三極貿易大臣は2021年11月に非市場経済政策の問題を特定して条文化する作業をさらに進めることで合意²¹するにとどまっている。

2021年6月の主要7カ国首脳会議（G7サミット）は、「国有企業による市場歪曲的な行動、及び過剰生産能力につながるものを含む有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するための」国際ルールを強化するとのコミュニケを発表し²²、日米欧貿易大臣の動きを支援している。

2. 中国の反応

このような動きに中国は反発している。SCM協定の公的機関の範囲について、WTO改革の名のもとに国有企業に対する特別又は差別的な規律を設定すべきではないと主張している。むしろ、相殺措置が濫用されないよう、補助金の特定、利益計算及びファクツ・アベイラブルの規律が強化されるべきであるとしている。さらに、相殺可能な補助金の対象とならない補助金の規定復活を主張している²³。

その一方で、中国は2020年12月30日、EUと市場開放や公正な競争環境の確保など、投資環境の整備を目的とする包括的投資協定（CAI）²⁴に原則合意した。同協定は、いずれかの当事者が投資に悪影響を及ぼす補助金について懸念を表明したときは、両当事者は協議を行い、相手方はその解決に最大限の努力を行うとされた²⁵。また、両当事者は、国有企業が商業的考慮にしたがって取引することを確保することとされている²⁶。しかし、その後、明らかとなったウイグル自治区の強制労働問題により、CAIの発効はまったく見通せなくなっている²⁷。

3. 産業補助金に対する規律強化の促進策

産業補助金の悪影響を受けている産業を有する国・地域間でその悪影響に対処するためのSCM協定改正案をまとめることは、産業補助金に対する規律強化の第一歩である。コロナ禍のため作業の遅れが目立つことは残念であるが、特に、上級委員会によりSCM協定解釈が示された公的機関の定義、第三国ベンチマークを適用するための条件について、当該国・地域として認められる規律の合意を早急に形成すべきである。

しかし、中国の国有企業への補助金は、中国制造 2025 及びそれに基づく経済計画の推進に組み込まれている²⁸。それらは中国の核心的利益であろう。かかる事項について中国から妥協を引き出すのは容易ではない。当面の間、全会一致を原則とする WTO において SCM 協定改正提案が承認され、上級委員会が機能を回復する可能性は低いと言わざるを得ない。

したがって、WTO における交渉は継続しつつ、第 2 の方法も同時に追求すべきである。その方法として、輸入国間で合意された SCM 協定の改正案について、特に公的機関及び第三国価格ベンチマークの認定基準について、中国の補助金付き製品の輸入国で協調して相殺関税調査において適用して、国際的なデファクト基準を確立してゆくことが考えられる。また、当該規律の適用を FTA に明文で合意することも検討されるべきである。

第 4 節 相殺関税の協調賦課による産業補助金の無効化－GATT 第 6 条 6 項(c)

上述の通り、現行の SCM 協定に基づき中国の産業補助金に対処する手段として有効に機能しているのは、輸入国がみずからの判断で課すことができる相殺関税措置である。その手段を利用して、前節 3. で述べた通り、WTO での合意に先行して、産業補助金に対する規律強化を進めるべきである。

しかし、通常の相殺関税措置は、その措置をとった輸入国の市場において補助金の効果を相殺するのみである。第三国市場では依然として産業補助金を受けて生産された中国産品が優位な立場にある。かかる市場においても産業補助金の効果を相殺することができれば産業補助金の効果を実質的に無効化することができ、補助金を交付された産品の世界市場における優位性を失わせることができる。

GATT 第 6 条第 6 項(b)及び(c)に規定する「第三国のための相殺関税措置」は、それを可能とする。これは、輸入国市場において、補助金付き輸入が第三国の産業に損害を与えているときに、輸入国が補助金付き輸入に相殺関税を課すことを認める制度である。主要輸入国が協調して産業補助金を受けた輸入に第三国ための相殺関税を課すことができれば、WTO 紛争手続を経ずして、国際市場における中国の産業補助金の効果を失わせることが可能となる。

以下では、第三国のための相殺関税を課すための条件を検討し、その実施可能性を考察する。

1. GATT 第 6 条の第三国のための相殺関税の規定

GATT 第 6 条 6 項は、次の通り定めている。下線部は、後述する経緯により 1947 年の原 GATT 条項に追加された条項である。

(a) 締約国は、他の締約国のダンピング又は補助金の影響が、自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、当該他の国の領域の製品の輸入についてダンピング防止税又は相殺関税を課してはならない。

(b) 締約国団は、締約国が、輸入締約国の領域に当該産品を輸出する第三国たる締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがあるダンピング又は補助金の交付を相殺するため当該産品の輸入にダンピング防止税又は相殺関税を課することができるように、(a)の要件を免除することができる。締約国団は、補助金が輸入締約国の領域に当該産品を輸出する第三国たる締約国の領域における産業に実質的な損害を与え又は与えるおそれがあると認める場合には、相殺関税を課することができるように、(a)の要件を免除しなければならない。

(c) もつとも、遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような特別の場合においては、締約国は、(b)の目的のため、締約国団の事前の承認を得ないで相殺関税を課することができる。ただし、この措置は、直ちに締約国団に報告しなければならず、かつ、締約国団が否認するときは、相殺関税は、直ちに撤回されるものとする。

(a)は原則を定めて、自国の国内産業に実質的な損害を与えまたは与えるおそれがある場合を除き、輸入に対してアンチダンピング関税（以下「AD 関税」）又は相殺関税を課してはならないとする。この原則に (b)は例外を定めて、WTO 加盟国は、ある加盟国が第三国の産業損害を救済するための AD 関税及び相殺関税を課すため、(a) の要件を免除することができるとし、さらに、第三国のための相殺関税について WTO 加盟国が(a) の要件を免除しなければならない場合を定める。特筆すべきは(c)で、第三国のための相殺関税について「遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような特別の場合」には WTO 加盟国の事前承認なくして課すことができると定めている。

本条(a)及び(b)第 1 文を踏まえ、AD 協定²⁹⁾は第 14 条に第三国のための AD 措置に関する規定を定めているが、SCM 協定はそのような規定を置いていない。

また、本条に基づき第三国のための相殺措置が実際に適用された事例は見当たらない。

2. GATT 第 6 条 6 項 (b)第 2 文及び(c)が加筆された経緯

(b)第 2 文及び(c)の規定は、1955 年にオーストラリア、ニュージーランドが提案し、加筆されたものである³⁰⁾。

両国は当初、第三国のための AD 関税及び相殺関税の双方について締約国団の事前承認を不要とすることを提案した。しかし、その提案は受け入れられなかったため、第三国のための相殺関税措置に絞った提案を行った。この提案は、その (c) の冒頭節「Notwithstanding the provisions of sub-paragraph (a) of this paragraph,」が削除されたのみで、実質的な変更なく受け入れられ、現行 GATT 第 6 条 6 項 (b) 第 2 文及び (c) となっている。

なお、1960 年の AD 及び相殺関税専門家会合において、第三国のための AD 措置同様、第三国のための相殺関税措置を求める締約国は、同項から輸入国への輸入のみではなく同国の国内産業が損害を被っていることを示す証拠を輸入国の調査当局に提出すべきであること³¹、第三国のための相殺措置を発動するか否かの判断は輸入国の裁量であること³²が確認されている。

3. 第三国のための相殺関税を課すための要件

(1) GATT 第 6 条 6 項 (b) の免除を得ることは困難

GATT 第 6 条 6 項 (b) 第 1 文は、第三国のための相殺関税を課すにあたり WTO 加盟国から免除を得ることとしている。世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (以下「WTO 協定」) 第 9 条 3 項により、加盟国に課される義務の免除は「加盟国の四分之三による議決で行う」³³。しかし、同条 1 項第 1 文のコンセンサス原則を排して、加盟国の投票に付することは相当地に困難であろう³⁴。

同項 (b) 第 2 文は WTO 加盟国が「補助金が輸入国において同国へ輸出する第三国の産業に実質的損害を与え又はそのおそれがある」と認定したときは、(a) の要件を免除することを WTO 加盟国に義務付けている。しかし、この免除は、WTO 加盟国が「第三国の産業に実質的損害を与えている」と決定することが前提である。かかる決定は、WTO 加盟国の義務を免除する決定の前提となる事実認定の決定であるから、WTO 加盟国による意思決定は、WTO 協定第 9 条 1 項のコンセンサス方式による意思決定に従うこととなる。

したがって、第 1 文または第 2 文のいずれであれ、WTO 加盟国の全会一致でなされなければならないと考えるべきである。よって、相殺関税の対象となる製品の輸出国は、反対することにより WTO 加盟国の決定を阻止できる。

以上から、GATT 第 6 条 6 項 (b) に基づき第三国のための相殺関税を課すための WTO 加盟国の事前承認を得ることは困難であると言わざるを得ない。

(2) GATT 第 6 条 6 項 (c) の要件

GATT 第 6 条 6 項 (c) は、輸入国が、WTO 加盟国の事前承認を得ずに、その判断のみで補助金付き輸入から第三国の産業を救済するための相殺関税を課すことを認めている。そのためには、GATT 第 6 条 6 項 (c) 及び (b) の文言から次の要件が充足されている必要がある。

- ある国からの補助金付き輸入が第三国の産業に実質的損害を与え又は与えるおそれがあること。
- 相殺関税の適用が遅れると、回復しがたい損害が第三国の産業に生ずるであろう例外的な事態であること。
- 輸入国は第三国のための相殺関税を課したときは直ちに WTO 加盟国に報告すること。
- WTO 加盟国が否認するときは第三国のための相殺関税を直ちに撤廃すること。

以下、それら要件について検討する。

1) ある国からの補助金付き輸入が第三国の産業に実質的損害を与え又は与えるおそれがあること。

第 1 に、第三国のための相殺関税を課す輸入国の市場において、対象国の補助金付き輸入が第三国の産業に損害を与え又は与えるおそれがないなければならない。

SCM 協定第 10 条は、相殺関税は GATT 第 6 条及び SCM 協定の規定に従って課されたと規定する。よって、輸入国は、SCM 協定の規定に従って相殺関税調査を行って、対象国からの輸入に補助金が交付されており、第三国の産業の状態を評価して、かかる補助金付き輸入が第三国の産業に実質的損害を与えていることを立証しなければならない。

かかる立証のうち、相殺関税調査を開始するために要する補助金が交付されている事実及び第三国の産業の状態については、第三国のための相殺関税を課すことを要請する第三国からの情報に依拠できよう。当該第三国は、すでに対象産品に補助金が交付された事実及び補助金額を認定し、産業の損害を立証して、対象産品の自国輸入に相殺関税を課していることが想定される。よって、輸入国の調査当局は、当該第三国の調査当局が認定した事実をアップデートすれば足りよう。

輸入国調査当局は、さらに、輸入国に輸入された補助金付き輸入が第三国の産業に損害を与えたことを立証することを要する。これは、通常の相殺関税調査と同様に、輸入国市場における補助金付き輸入及び第三国産品の価格及び数量の推移から、補助金付き輸入が第三国産品の販売数量や販売価格に悪影響を与え、かかる影響により第三国産業の経済指標が全体として悪化していることを立証する必要がある。さらに、第三国産業の状態に悪影響を与えるその他の要因がある場合にはその影響を分離峻別して、補助金付き輸入と第三国の産業の損害とが「純粋かつ実質的」な因果関係にあることを立証する必要がある。ただし、補助金付き輸入が第三国の産業の損害の唯一の原因である必要はなく、実質的な損害を与える一つの要因であればよい³⁵。

2) 措置の遅れが回復しがたい損害を生ずるような特別の場合であること。

第 2 に、「措置の遅れが回復しがたい損害を生ずるような特別の場合」であることを要する。この文言と類似する規定は、次のセーフガード（以下「SG」）条項及び相殺関税条項に見られる。

- GATT 第 19 条 2 項（暫定的な SG 措置をとるための要件）：「遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような急迫した事態」
- GATT 第 19 条 3 項(b)（加盟国との事前の協議なく暫定的な SG 措置をとるための要件）：「遅延すれば回復しがたい損害を生ずるおそれがあるとき」
- セーフガードに関する協定（以下「SG 協定」）第 6 条（暫定的な SG 措置をとるための要件）：「遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態」
- SCM 協定第 20.6 条（暫定措置がとられた日前 90 日までの輸入に遡及適用する要件）：「比較的短期間における大量の輸入が回復し難い損害を与えていると認定する危機的な事態」

これらのうち SCM 協定第 20.6 条は危機的な事態（critical circumstances）を「短期間における大量の輸入」のあった場合に限定している。これは GATT 第 6 条 6 項(c)の適用範囲とは大きく異なると思われる。よって、本稿ではそのような限定のない暫定的な SG 措置について検討する。

暫定的な SG 措置の適用例を検討するにあたり、GATT 第 6 条 6 項(c)の文言と異なる点があることを認識しておく必要がある。第 1 に、暫定的な SG 措置の規定は「急迫した」または「危機的な事態」（いずれの条項も原文は「critical circumstances」）においてとられることとされている。この「critical circumstances」とは「決定的に重大な事態」³⁶という意味で、GATT 第 6 条 6 項(c)の原文「exceptional circumstances」の意味する「通常・典型的ではない事態」³⁷に比して、極めて厳しい事態を指している。

また、暫定的な SG 措置は遅延すれば回復しがたい損害が「生ずるような」場合にとることができる。その「生ずるような」の可能性の程度の文言は「would cause」で、「生ずることが想定される事態の結末が示されている場合」を指す³⁸。これに対し、本条(c)は「might cause」と規定して、「何らかの事象が生じることも有り得る場合」までを含んでいる³⁹。

以上から、第三国のための相殺関税を輸入国の判断のみで課してよい場合とは、通常の状態とは異なり「遅延すれば回復し難い損害を与える事態」が生ずるかもしれない場合、言い換えれば、暫定的な SG 措置の根拠として認められてきた事態と同様の事態が生じないとは言えないという程度でよいと思われる。

かかる基準の違いを念頭において、具体的にどのような事態であれば「遅延すれば回復しがたい損害が生ずる事態」と認められるか検討する。

これまでの WTO 紛争では暫定的なセーフガード措置として認められる事態を検討した事例は見られなかった。したがって、これまでに暫定的なセーフガード措置についての EU 及びわが国の実行を検討する。米国は、過去に暫定的なセーフガード措置をとることを検討したことはあるものの、「国内産業はコーン等の販売を回復し、他の掃除用具の生産販売を行うなど、対応ができています」⁴⁰、「暫定措置は大統領が最終措置を発出するまでの 4 日から 11 日間に過ぎ」ない⁴¹として、同措置をとることを認めた事例は見当たらなかった。

3) EU の暫定的なセーフガード措置

EU は、これまで次の 4 事例において、次に述べる状況を根拠として回復しがたい損害を生ずるような危機的な事態であると判断して、暫定的な SG 措置をとっている。EU 法に定める発動要件⁴²は、GATT 第 19 条第 2 項及び SG 協定第 6 条の要件と同様である。

(A) 鉄鋼（2018 年 7 月 17 日）⁴³

EU 鉄鋼産業は 2013-2016 年に顕著に毀損されていた。最終年である 2017 年は利潤が一時的に 6%まで回復するものの、必要な投資を回復するには不十分であり、EU 鉄鋼産業は依然として傷付きやすい事態にある。2017 年第 1 四半期に比して、2018 年第 1 四半期の輸入は 23 種類のうち 18 種類について最大 26%の増加がみられた。過去 2% 程度の上昇に比して顕著である。かかる上昇は将来の輸入増加を示している。ここに、2018 年 3 月 23 日、米国は 232 条に基づく措置を講じたものである。これは間違いなく EU 鉄鋼生産者に重大な影響を与える⁴⁴。

(B) サーモン（2004 年 8 月 14 日）⁴⁵

増加した低価格輸入により、域内生産者は生魚在庫、単価、利潤、適用資本利益率の重大な悪化を被っている。2003 年の利潤は 17.3%の赤字で、多くの域内生産者（2003-2004 年初頭に 7 社）が破産、資産管理となった。さらに多くが事業縮小、撤退を検討しているものの、赤字経営であるため資産売却は困難である。他社から支援を受けることは困難であり、短期借入に依拠して、利潤を犠牲にした販売によるキャッシュフローの確保がなされている。サーモン価格の顕著な上昇が直ちに起こらない限り、さらなる破産が発生する⁴⁶。

(C) 調製済み及び保存柑橘類（2003 年 11 月 8 日）⁴⁷

生産能力は若干増加しているものの、稼働率、生産、雇用、生産性、キャッシュフロー、使用資本利益率は悪化している。2001-2002 年に輸入が最大量に達する一方、域内生産者の販売量は減少して利潤が-1.7%、2000-2001 年から 2001-2002 年には生産が 28% 減、販売も 26%減、2002-2003 年は-4%まで悪化し、生産性、雇用も減少している。このように域内産業は重大な損害を受けているところ、脆弱な状態が直近でさらに悪化している。高水準にある輸入により、すでにスペイン 2 社は 2002 年に破綻した。このような事態、特に生産設備の閉鎖、従業員の一時解雇により、域内産業は回復することが難しいであろう損失を被っている⁴⁸。

(D) 鉄鋼製品（2002 年 3 月 28 日）⁴⁹

輸入の増加による供給過剰のため、1 年間で域内生産者の生産が 3%減少し、販売は 4%減となり、多くの販売が赤字であった。かかる事態は、重大な損害のおそれが差し迫っていることを示している。2001 年第 1 四半期には更に悪化した。2002 年 3 月 5 日の米国鉄鋼

セーフガード措置は更なる劇的悪化をもたらすと思われる。すなわち、2000 年の EU 鉄鋼輸入に匹敵する 15 百万トンが EU 市場に振り向けられるおそれがある。これにより、域内生産者は更なる損失を被り、産業の更新・現代化を損ない、数年内には 2 万人の雇用減少も考えられる⁵⁰。

4) 日本の暫定的なセーフガード措置 (2001 年 4 月 23 日)⁵¹

わが国は 2001 年 4 月 23 日から同年 11 月 8 日までの 200 日間、ねぎ、生しいたけ、畳表の輸入に暫定的な SG 措置を課した⁵²。これが、わが国がとった唯一の SG 措置である。かかる事態についての調査当局の判断は次の通りである。

それら暫定的な SG 措置は、関税率法第 9 条 8 項に定める「十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるとき」にあたるとしてとられたものである。同項の規定よりは GATT 第 19 条第 2 項及び SG 協定第 6 条の文言と異なることに注意を要する。

(A) ねぎ

2001 年 1 月及び 2 月の輸入量は前年同月比 78%、182%と増加し、本邦卸売価格も 1996-2000 年の平均価格の 81%、77%となった。これは、4-5 月に決定される作付面積に影響する。既に、関東地方で 1900 円/10 アールの赤字であり、九州地方では 5000 円/10 アールの赤字で、現在の価格が継続するのであれば 10%程度の作付面積の減少が見込まれる。これらにより、国内生産者は回復し難い損害を被る。

(B) 生しいたけ

2001 年 1-2 月の輸入量は前年同月比 26%増、同年 2 月及び 3 月の価格は前年同月比 13%減、22%減となった。他方、損益が赤字である生産者は 34%まで増加し、1999 年以降、増産している生産者は存在しない。現状の輸入急増と低価格では国内生産に重大な影響がある。

(C) 畳表

2001 年 1-2 月期、輸入量は前年同月比 5.3%増加し、価格は同 95.3%、95.2%に留まっている。国内生産者の作付面積は前年比 31%減、2000 年の所得は前年比 44.5%減である。既にいぐさ生産を中止した者の 68%はいぐさ生産を再開しないとしている。

5) 措置の遅れが回復しがたい損害を生ずる事態とは

以上の事例において、EU 及びわが国は、国内産業の全般的な悪化に加え、生産規模の縮小や撤退（2004 年 EU サーモン、2003 年 EU 調製済み及び保存柑橘類、2001 年 EU 鉄鋼、）、従業員の解雇（2003 年 EU 調製済み及び保存柑橘類）などをもって危機的な事態であると認定して暫定的な SG 措置をとっている。

Pierola は、SG 協定第 6 条の危機的な事態とは、突如の輸入増により、SG 措置がなければ国内産品から輸入への置換（displacement）が生ずるであろう事態をいう⁵³としている。EU 及びわが国の事例は、この見方と一致している。ただし、暫定的なセーフガード措置がとられた事例は少ないところから、「危機的な事態」とは上述の事例の状態に限られたものではなく、他にも「危機的」と認められる事態はあると思われる。

GATT 第 6 条 6 項(c) の文言は、上述の通り適用要件を暫定的な SG 措置よりも緩和している。輸入国が WTO 加盟国の事前承認なく第三国のための相殺関税をとるためには、暫定的な SG 措置をとるために EU、日本が認定した「措置の遅れが回復しがたい損害が生ずる事態」が第三国の産業に生じないとはいえない状態が見込まれることが認定できようといえる。

(3) 直ちに WTO 加盟国へ報告すること

GATT 第 6 条 6 項(c)但書は、第三国のための相殺関税を課したときは直ちに WTO 加盟国に報告するとしている。輸入国がこの要件を充足することに何ら問題はないであろう。

(4) WTO 加盟国が否認したときは直ちに撤回すること

GATT 第 6 条 6 項(c)但書は、WTO 加盟国が第三国のための相殺関税を否認したときは直ちに撤回することとしている。これを裏返せば、WTO 加盟国が第三国のための相殺関税を否認するまでは、同措置を継続することが認められているといえる。

WTO 加盟国は GATT 第 6 条 6 項(c)に基づく第三国のための相殺関税措置を「否認」することはできるであろうか。この規定は、GATT 第 18 条 21 項、第 20 条(h)、19 条 3 項(a)などに見られる WTO 加盟国が「否認することをしない」（“do not disapprove”）という WTO 加盟国の否認決定がなかった場合の規定ではない。WTO 加盟国が「否認」という積極的な意思決定を行った場合の規定である。かかる決定がない限り、同柱書に基づく措置を継続することが認められる。

上述の通り、WTO 協定第 9 条 1 項は WTO 加盟国の意思決定はコンセンサス方式により行ふとされている。したがって、いずれかの加盟国が「否認」決定に反対したときは、コンセンサス方式による意思決定がなされないこととなる。第三国のための相殺関税について WTO 加盟国に諮られたときは、輸入国及び当該国に発動を求めた第三国は否認決定に反対するであろう。よって、「否認」は決定されず、第三国のための相殺関税を撤回することは求められないこととなる。

4. 第三国のための相殺関税措置の結論

以上から、補助金付き輸入により第三国の産業が全般的に悪化し、当該産業の生産規模の縮小や従業員の解雇などが生じないとはいえないときは、WTO 加盟国の承認を得ることなく、第三国のための相殺関税を補助金付き輸入に課すことができると考えられる。

第5節 おわりに：輸入国及び第三国のための相殺関税措置の協調適用

1. 輸入国の協調による産業補助金への対処

SCM 協定は、禁止補助金の撤廃及び相殺可能な補助金からの悪影響の除去を交付国に求める制度を定めているが、中国の産業補助金に対する効果的な規律であるとはいえない。当面の間は SCM 協定の改正が見込まれない一方、輸入国が国内産業を補助金付き輸入から保護するための相殺関税措置は機能してきた。

したがって、産業補助金による悪影響を受けている輸入国は、公的機関の定義、国外価格ベンチマークの適用基準など、産業補助金に対応するために必須とされる事項について、SCM 協定の改正案を早急に作成し、自国のおこなう相殺関税調査に適用すべきである。

しかし、輸入国が通常の相殺関税措置を課すだけでは産業補助金付き輸入の国際市場における悪影響を除去するには不十分である。GATT 第6条6項(b)及び(c)は、第三国のために相殺関税を課すことを認めている。特に、直ちに措置をとらなければ第三国の産業が生産設備の縮小、雇用の減少など回復しがたい損害を被らないとは言えない状態が見込まれる場合、WTO 加盟国の事前合意を得ることなく、輸入国は当該第三国のために補助金付き輸入に相殺関税を課すことができる。主要輸入市場である国が協調して、中国の産業補助金を得て輸出されている製品に対して第三国のための相殺関税措置を適用することができれば、実質的に産業補助金による貿易歪曲効果を世界市場から除去することができよう。

2. 自由貿易協定による協調体制の確立

EU など関税同盟は、非加盟国からの輸入に加盟国が共通の相殺関税を適用している。自由貿易協定（以下「FTA」）を締結した国においても、第三国のための相殺関税制度を活用して非締約国からの補助金付き輸入に相殺関税を適用することは、公平公正な市場における自由貿易の推進として意味のあるものとなる。

EU、米国が締結した FTA では、すでに第三国の交付する補助金について共同して対応する旨を定めている。たとえば、米国は、USMCA 附属書 10-A において「実現可能である限

り、締約国は非締約国の補助金情報を交換し、相殺関税調査の職権開始またはその他の関連する行為が正当なものであるか否かを検討する」⁵⁴と規定する。EU 韓国 FTA は第 11.9 条に、「締約国は国際貿易に影響を与える限りにおいて補助金による競争歪曲を救済し若しくは取り除き、又はかかる状況が生ずることを防ぐ最善の努力を行うことに合意する」としている。まさに、FTA 相手国の産品を非締約国からの補助金付き輸入から保護するために第三国のための相殺関税を活用することは、当該条項の主旨にかなうものであろう。

日 EU・EPA は第 12.1 条で「締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響 (a significant negative effect) を及ぼしており、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでない」ことに合意している。EU 越 FTA 第 10.4 条にも同様の規定がある。わが国においても、かかる合意を第三国の補助金にも適用して、FTA 相手国のための相殺関税を課すことは合理的な選択であらう。

以上

¹ 「中国、産業補助金が 20 年最高 上場企業向け 3.6 兆円」日本経済新聞電子版 2021 年 5 月 16 日

² European Commission, *39th Annual Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the EU's Anti-Dumping, Anti-Subsidy and Safeguard activities and the Use of Trade Defence Instruments by Third Countries targeting the EU in 2020*, Brussels, (2021) p.13, and fn. 1.

³ *Tai: China has no plans for meaningful reforms to address U.S. concerns*, Inside US Trade October 4, 2021; 「米中貿易、手探りの対話再開 制裁・国有企業で溝深く」日本経済新聞電子版 2021 年 10 月 9 日

⁴ SCM 協定第 3.1 条(a)。

⁵ 同条(b)。

⁶ Appellate Body Report, *EC and certain Member States — Large Civil Aircraft*, WT/DS316/AB/R, adopted 1 June 2011, para. 1232; Appellate Body Report, *US — Upland Cotton*, para. 438 and Appellate Body Report, *US — Upland Cotton (Article 21.5 — Brazil)*, para. 374.

⁷ *Canada — Dairy*, DS 103, DS113; *US — FSC*, DS108; *Australia — Automotive Leather II*, DS126; *Canada — Autos*, DS138, DS139; *EC — Export Subsidies on Sugar*, DS265, DS266, DS283; *US — Upland Cotton*, DS267; *Korea — Commercial Vessels*, DS273; *EC — Commercial Vessels*, DS301; *India — Export Related Measures*, DS541。

⁸ *China — Tax* (DS358, 359) (2007-2008 年解決案に合意)、*China — Grants, Loans, and other incentives* (DS387, 388, 389) (2008 年の協議要請以後、動きなし)、*China — Measures on Wind Power Equipment* (DS419) (2010 年の協議要請以後、動きなし)、*China — Measures on Apparel and Textile Products* (DS451) (2012 年協議要請以後、動きなし)、*China — Demonstration Bases* (DS489) (2016 年解決案に合意)。

⁹ Panel Report, *Indonesia — Auto*, WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS56/R, and WT/DS64/R, adopted 23 July 1998, para.4.255.

¹⁰ Panel Report, *United States — Subsidies on Upland Cotton*, WT/DS267/R, adopted 21 March 2005, fn. 1389 to paras. 7.1282, para. 7.1351.

¹¹ Panel Report, *US — Large Aircraft (2nd Complaint)* WT/DS353/RW, adopted 11 April 2019, para. 9.404 affirmed by the Appellate Body; Appellate Body Report, *EC and certain member States — Large Civil Aircraft*, WT/DS316/AB/RW, adopted 28 May 2018, para. 5.730.

-
- ¹² 梅島修「第2章 産業補助金」『WTO改革の課題と方向』国際貿易投資研究所（2020）23-24頁
- ¹³ WTO データから筆者作成。DS357, 379, 451, **456**, 459, 507, **510**, 519, 522, 571, 594, 598 の12件。うち、太字の事例がパネル報告書段階まで進んだ。
- ¹⁴ *Tai: Dispute settlement, negotiating reforms 'intimately linked'* at WTO, Inside US Trade, October 14, 2021
- ¹⁵ WTO データ並びに米国及びEUの個別相殺措置から筆者作成。
- ¹⁶ 産業構造審議会 特殊貿易措置小委員会「新たな貿易問題に対応するための 相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性」（2021）、15頁
- ¹⁷ United States Trade Representative, *Report on the Appellate Body of the World Trade Organization*, February 2020, pp. 82-89, 105-109.
- ¹⁸ European Union, *Concept Paper on WTO Reform, WTO modernization Future EU proposals on rulemaking*, Future (2018) Proposal I.A.
- ¹⁹ *Strengthening and Modernizing the WTO: Discussion Paper, Communication from Canada*, 24 September 2018, JOB/GC/201.
- ²⁰ *Joint Statement of the Trilateral Meeting of the Trade Ministers of Japan, the United States and the European Union*, Washington, D.C., 14 January, 2020.
- ²¹ *Joint Statement of the Trade Ministers of the United States, Japan and the European Union after a Trilateral Meeting*, November 30, 2021.
- ²² 「G7 カービスベイ首脳コミュニケ より良い回復のためのグローバルな行動に向けた我々の共通のアジェンダ」2021年6月13日、第30項。
- ²³ *China's Proposals on WTO Reform*, WT/GC/W/773, 13 May 2019, paras. 2.16, 2.28, 2.36
- ²⁴ EU Press release “*EU and China reach agreement in principle on investment*” 30 December 2020, available at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_2541 as of 1 February 2022.
- ²⁵ *EU-China Comprehensive Agreement on Investment*, paragraphs 6-7, Article 8, Section III Regulatory Framework, Sub-Section 2 “Transparency”.
- ²⁶ *Ibid*, Article 3bis.3(a)(i), Section II.
- ²⁷ 「仏貿易担当相、EU 中国投資協定『批准できない』」日本経済新聞電子版 2021年11月11日
- ²⁸ 前掲註（2）12-15頁。
- ²⁹ 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定。
- ³⁰ *Amendment to Paragraph 6 of Article VI: Proposal by Australia and New Zealand Delegations*, W.9/214, 21 February 1955.
- ³¹ *Second Report of the Group of Experts on Anti-Dumping and Countervailing Duties*, L/1141. 29 January 1960, 23項及び31項。
- ³² *Ibid*, 25項及び31項。
- ³³ Philippe De Baere, Clotilde du Parc, Isabelle Van Damme, *the WTO Anti-Dumping Agreement*, Cambridge University Press (2021), p.441, para. 1178.
- ³⁴ Peter Van den Bossche and Werner Zdouc, *the Law and Policy of the World Trade Organization*, Fifth edition (2022), pp.160-162.

³⁵ Appellate Body Report, *US – Wheat Gluten*, WT/DS166/AB/R, paras. 67-70; Appellate Body Report, *US – Hot-Rolled Steel*, WT/DS184AB/R, para. 223.

³⁶ “Critical” とは “having a decisive importance in the success or failure of something” を意味する。Concise Oxford English Dictionary Tenth edition, revised (2002) , p.338.

³⁷ “Exceptional” とは、“unusual, not typical” を意味する。 *Ibid*, p.496.

³⁸ “Would” とは “indicating the consequence of an imagined event” を意味する。 *Ibid*, p.1650.

³⁹ “might” とは “expressing a possibility based on a condition not fulfilled” を意味する。 *Ibid*, p.902.

⁴⁰ Broom Corn Brooms, Inv. No. NAFA-302-1 (Provisional Relief Phase), USITC Pub. 2963 (May 1996), pp. I-8, I-19-20.

⁴¹ Fresh Winter Tomatoes Inv. No. TA201-64 (Provisional Relief Phase), USITC Pub. 2881 (April 1995), pp. I-20, I-29.

⁴² Article 8.1 に次の通り定めている。

Provisional safeguard measures shall be applied:

(a) in critical circumstances where delay would cause damage which would be difficult to repair, making immediate action necessary; and

(b) where a preliminary determination provides clear evidence that increased imports have caused or are threatening to cause serious injury.

Regulation (EU) 2015/478 of the European Parliament and of the Council of 11 march 2015 on common rules for imports. L83/16, 27.3.2015.

⁴³ Commission Implementation Regulation (EU) 2018/1013 of 17 July 2018 imposing provisional safeguard measures with regard to imports of certain steel products, (OJ) L 181/29, 18.7.2018.

⁴⁴ *Ibid*, recitals 53-96.

⁴⁵ Commission Regulation (EC) No 1447/2004 of 13 August 2004 imposing provisional safeguard measures against imports of farmed salmon, (OJ) L267/3, 14.8.2004.

⁴⁶ *Ibid*, recitals 91-96.

⁴⁷ Commission Regulation (EC) No 1964/2003 of 7 November 2003, imposing provisional safeguard measures against imports of certain prepared or preserved citrus fruits (namely mandarins, etc.), (OJ) L 290/3, 8.11.2003

⁴⁸ *Ibid*, recitals 86-71, 102-107

⁴⁹ Commission Regulation (EC) No 560/2002 of 27 March 2002 imposing provisional safeguard measures against imports of certain steel products, OJ L85/1, 28.3.2002.

⁵⁰ *Ibid*, Recitals 46-57

⁵¹ 財務省、経済産業省、農水水産省「ねぎ等3品目に関するセーフガード暫定措置について」平成13年4月10日。

⁵² この事例は、暫定措置の期間が終了した後に確定措置がとられることなく終了した。

⁵³ Fernando Pierola: *the Challenge of Safeguards in the WTO*, Cambridge International Trade and Economic Law (2014) p.320

⁵⁴ *Agreement between the United States of America, the United Mexican States and Canada*, Annex 1A, paragraph 9.

第3章 WTO 協定における “level playing field” －PPM 措置の規律を素材として

経済産業省通商政策局通商法務官
東京大学 公共政策大学院 客員教授
米谷 三以

(文中意見に亘る部分はすべて個人の意見であり、所属する組織・機関のものでない)

第1節 はじめに

本稿は、PPM 措置に関する WTO 協定上の規律を検討することを通じて、通商の分野における “level playing field” (公平な競争条件) の意義を明確化することを目的とする。

“level playing field” (LPF) の確保の重要性が通商・投資の国際的枠組みにおいて言及される頻度が増加している。たとえば 2015 年の G20 大阪宣言¹は、貿易と投資について、経済成長と雇用創出を図るため、開かれた貿易と投資環境の重要性を強調する (“We strive to realize a free, fair, non-discriminatory, transparent, predictable and stable trade and investment environment, and to keep our markets open. International trade and investment are important engines of growth, productivity, innovation, job creation and development.”) 前提として、“level playing field” 確保の必要性を述べている (“We will work to ensure a level playing field to foster an enabling business environment.”)。

LPF の確保の重要性が強く言われるようになったのは、中国経済の台頭とその特徴たる国内産業に対する大規模な政府支援が大きく影響していることが大きく、その観点から補助金等の問題が取り上げられることが多い。たとえば、OECD は、LPF に関するプログラムについて、以下のようにまとめている。

“The OECD work in this area aims to support a more free fair and open international trading system by helping governments to understand the extent and implications of government support. We have a long history and experience in measuring government support measures and related trade distortions across a large range of sectors and countries, including in areas such as: government support for agriculture, fisheries, and fossil fuels; policies that restrict exports of key raw materials, such as the rare earths, lithium, and cobalt that feed into smart phones, wind turbines, and electric vehicles; and policies that stand in the way of services trade between countries.”²

しかし、古くからの問題としては、輸出国が環境保護、労働者保護などを怠り、低価格の輸出を可能にしているとして輸入国が非難する、ということを挙げるべきであろう。戦前は日本からの輸出がソーシャルダンピングであるとして非難されたし、現在は、地球温暖化の原因とされている二酸化炭素排出が規制されていないことを理由として、環境ダンピングが行われているとの非難の声がある。

このタイプの問題に対処すべく、競争条件の公平性の確保を狙った措置の一つが最近 EU の導入しようとしている炭素国境税調整メカニズム（Carbon Border Adjustment Mechanism, “CBAM”）である³。EU は、温暖化対策として二酸化炭素排出量取引制度を運用している。この制度の下で、そこで決定される炭素価格で、EU 域内企業は、排出量に応じて費用を負担することになり、これを考慮して二酸化炭素排出につながる化石燃料の使用その他を調整・削減していくことが想定されている。ただこの制度の下では、EU 域内企業のみが費用負担することになるので、輸入品との競争関係において不利になっているとの認識がある。CBAM は、この問題に対応するために考案された制度であり、対象となる製品を輸入する際に、域内で製造したとすれば負担しているであろう価格の支払を義務付けるものである。この措置は、輸入を削減する効果があるため、WTO 協定を中心とする通商法上の規律が問題となる。

CBAM のように、製品の性質でなく、製品の生産過程に着目した規制は、通商法実務において PPM 措置と称され、通常の規制すなわち製品の品質・特性の規制と区別して論じられている。PPM は、Production Process and Method の頭文字を取ったものである。ただし、生産方法を規制していても、製品の品質・特性の規制が目的である場合もある。たとえば、ある農産物について無農薬栽培であることを要求する場合、その目的は、たとえば消費者の健康を保護するために残留農薬をゼロにしようとしたものである場合と、栽培地及びその周辺の土壌その他の環境保護を目的とする場合とがあり得る。前者を product-related PPM、後者を non product-related PPM と称し、後者だけを産品規制と区別して議論するのが実務である⁴。

PPM 措置が通常の規制から区別して論じられているのは理由がある。製品の品質・特性に着目する通常の規制、たとえば製品安全基準は、内国民待遇義務（たとえば GATT3 条 4 項）によって規律され、内外無差別に適用されていることが求められると考えられている。これに対して、PPM 措置については、内外無差別の意味が難しい。たとえば生産過程において労働基準が遵守されていない製品の流通を制限とする。これが non product-related PPM であることは明らかであるが、もし同一の基準を適用していれば内外無差別であるとするれば、先進国は、外国とくに途上国の産品を市場から排除することが容易になってしまう。一般に、経済発展が重視されている国では、採用されている労働基準が相対的に低いことが多いためである。環境基準についても同様のことが言える。

したがって、WTO 実務においては、PPM 措置は、輸入品のみならず国産品にも適用されるところとしても、内国民待遇義務の対象として内外無差別かどうかを問うに止まらず、GATT11 条 1 項が禁止する輸入制限措置に該当するとし、例外を規定する 20 条各号によって正当化されるか否かを問うこととして、より厳しい規律の下に置かれてきたものと思われる。

要するに、PPM 措置は、生産国における環境保護、労働者保護等の不十分さ、すなわち生産過程におけるコスト負担の不十分さを咎めるものであり、したがって、LPF の確保を目指す措置である。したがって、PPM 措置の規律の在り方を探求することでを明らかにすることを試みる。

第 2 節 PPM 措置に関する WTO 規律の発展と評価

かつて PPM 措置については、GATT 上正当化が認められないケースが連続していた⁵。WTO 協定においても当初協定違反とする判断が続いていたが、いわゆるエビ海亀ケース(DS58)⁶の履行確認段階においてこの流れを変える判断があり、この後、PPM 措置を否定しない判断が続いている。ただし、以下で見るように、その結果は、協定整合性の争い方に依るところが大きく、PPM 措置が広く認められるようになったと理解すべきではないと考える。

エビ海亀ケースでは、国産品に対する基準と同一基準を輸入品にも適用したことが国内と外国との状況の違いを考慮していないとした原審での是正勧告に基づいて採用された、国産品と同一基準でなく、「効果において同程度(comparable in effectiveness)」の基準を適用するとした措置の協定整合性が争われた。対象措置は、エビ漁におけるウミガメの混獲に起因する死亡・傷害を防止する一定の措置を採用していない限り、そのエビの輸入を許さない、というものであり、典型的な PPM 措置である。この履行確保手続において、対象措置を協定不整合とする申立国の立証ができていないとの判断が下され、PPM 措置が正当化される可能性が示されたとも評価し得る。

ただし、このケースでは、「効果において同程度」の基準を採用するとした根拠法令が争われており、特定の輸出国に対してこれを具体化した措置は未だ導入されていない状態で争われた。したがって、WTO 協定に整合的に運用することを禁止する規定がないことを理由として違反とまでは言えない、とされたに止まる⁷。少なくとも、輸出国の状況を考慮して輸入国が具体的な基準を決定した場合にも正当化されるかは明らかでないし、むしろ、輸入国が具体的な基準を採用した場合、それが輸出国からみて自国において適用すべき基準とし適切でないとするれば、依然として協定整合性が認められない可能性があるというべきであろう。

また米国－マグロⅡのケースは、米国が、マグロ漁におけるイルカの混獲を防止する措置を要求し、その基準に合致する措置を採っていない場合には、捕獲されたマグロ及びマグロ製品についてイルカに配慮した旨の表示を許さない、としたことの協定整合性が争われた。対象措置は表示規制であったため、輸入制限を禁止する GATT11 条 1 項でなく、TBT 協定上の内国民待遇義務等が問題となった。原手続においては違反が認定されたが、これを受けて修正された措置は、違反とされなかった⁸。

ただし、このケースでは、マグロ漁のイルカ保護の必要性ないし必要な保護水準は争われておらず、とくに、イルカの資源賦存状況に照らして混獲を防止すべき程度の認識が異なる、という反論がなされていない。もっぱら求められた混獲防止措置の合理性が争点となった。米国の要求する措置は、米国が必要と考える混獲防止の水準を前提として設計されたものであり、その水準に異論がなければ措置自体を不合理と主張しても説得力が乏しいであろう。その意味では、この判断も、PPM 措置を広く認められることを示すものと評価するのは早計ではなかろうか。

また EU-アザラシケース (DS400/401)は、措置国 EU の動物福祉を目的とした措置が問題となったケースである。EU は、残虐な方法によって狩猟されたアザラシ及びそれを利用した製品の輸入を禁止したが、この禁止をノルウェーの特定住民には適用しないこととした。EU は、GATT20 条(a)号の公德を保護するための措置の例外を主張した。上記不適用については、正当化が認められなかったが、動物福祉を目的とする輸入制限自体が(a)号で正当化される可能性まで否定されたわけでない。本件では、動物福祉に関する措置国と輸出国との価値観の違いは争点になっておらず、そうした措置が同一の基準を適用しても問題ないとされるか否かも、また価値観の違いを考慮して具体的な基準を決定し、外国品の輸入を制限したとしても差し支えないか否かが明らかになったとは言い難い⁹¹⁰。

以上は、生産方法が一定の要件を充たさない製品の輸入販売を認めないケースであるが、同じく製品の性質でなく生産方法に着目する政府措置であっても、CBAM のような金銭負担を課すものは、適用条文が異なる。GATT11 条 1 項は、税及び課徴金を明示に規律対象から外しており、輸入品に課せられる税及び課徴金は、GATT2 条の対象とされ、また輸入品と国産品とに課せられる内国税及び課徴金は、GATT3 条 2 項の対象となる。したがって、CBAM は、輸入品に対してのみ適用される措置であるとすれば、譲許表において留保されない限り 2 条 1 項(b)二文が禁止する「輸出税」等に該当するため、2 条 2 項(a)の国境税調整として許されるか否かが問題になる。同項は、以下のように規定する。

「この条のいかなる規定も、締約国が製品の輸入に際して次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 同種の国内産品について、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている物品について次条 2 の規定に合致して課せられる内国税に相当する課徴金・・・」

国産品に課されている内国税に相当する課徴金を輸入品に課すことは輸入税の禁止に抵触しないことが規定されている。文言上は、輸入品と国産品とに公平に（内国民待遇義務に整合的に）課されている内国税相当額を輸入品に追加賦課することを許容しているかのように一見見える。しかし、そのような解釈は、輸入品を不公平であることが明らかであって採用できない。先例は、輸入品に対する課徴金と内国税との全体で内国民待遇義務に合致していることが求められるとしている¹¹。

CBAM は、一見すると、国産品と同額の負担を輸入品に負担させるものであるから、内外無差別であるとして、本規定によって許される可能性があるかのようにも見える。しかし、いくつか越えがたいハードルがある。第一に、元となる排出権取引制度は「租税」と言い難く、同号の対象外であろう。EU 域内における排出権の取得コストは炭素排出抑制のための課徴金の金額を決定する制度であると説明できなくもないが、2 条は、租税と課徴金とを書き分けており、2 項(a)号が租税にのみ言及している以上、内国課徴金も同号の適用があるとは言い難いからである。第二に、排出権取引制度が負担を課そうとしている対象が生産活動における化石燃料等の使用であることから、「輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている物品」であるとして、同号の適用が主張される可能性もあるが、これも先に述べた異論のほか、起草資料が、ここで想定されているのが化粧品が含有するアルコールのように対象産品中に含まれている物品の負担の調整であることを示しており¹²、二酸化炭素は最終製品中に残存しないので対象でないとされる可能性もある。

なお 2 条 2 項に拠らず、むしろ端的に、排出権取引制度と一体のものとして、内国民待遇義務の対象であり、生産国における負担額を控除する以上、EU 域内においては、国産品よりも輸入品に対して負担が小さくなっていることに着目して、輸入品を差別する制度でないと正面から議論された場合にどう考えるかを検討する必要があるだろう。この点も、LPF 論における「公平な競争条件」をどう考えるかの問題と関連するので項を改めて論じる。

第 3 節 WTO 協定における LPF 又は「公平性」の基準

本項は、PPM 措置が LPF の確保を狙いとしているという理解の下で、WTO 体制において LPF とはどのような状態か。公平か否かを評価するためには、基準とする平面を特定することがまず必要である。どのような平面も、角度を変えれば水平にも斜面にもなるからである。

まず、競争条件の公平性を確保するために PPM 措置を採用する側は、当該措置が存在しない状態を基準として想定しているように思われる。たとえば、CBAM は、地球温暖化を防止することを目的として域内における二酸化炭素排出を削減する措置の一部であり、かかる観点から EU 域内生産が負う経済負担と同等の負担を輸入品にも負わせようとするも

のである。公平性は、負担の同等性すなわち、負担が導入されていない状態からの差異の同等性を意味するものと捉えられていると考えられる。

しかし、この基準平面の考え方が支持できないことは自明である。環境資源の賦存状況は国によって異なるので、その保護水準が国によって異なるほうが通常であり、したがって、生産者が合理的に負担すべき環境保護コストが同一はおろか、同等である保証もないからである。

この点、環境保護の水準をどのように設定するかを経済と環境保護という異なる価値のバランスの問題すなわち価値判断の問題であると考え、それぞれの主観的判断に委ねるべき、ということになる。価値判断の問題であるから、輸入国はおろか、紛争解決手続におけるパネルのような司法的機関であっても介入できないとすべきであろう。この点、保護法益と考えられている利益の国内保護水準について措置国の自由裁量を肯定する先例が存在する。これは、上記考え方に立つことを示していると思われる。

この点、本稿は、貿易と環境保護その他の非貿易的関心事項といずれを優先させるべきかを主観的価値判断の問題とせず、WTO 協定においては、その目的に応じた角度があると考え、べきと主張する。筆者はこれまで、「持続可能な発展」が国際公益として認知されていることから、人間の客観的存続能力の最大化が共通目的として共有されており、かかる共通目的を実現する客観的に最適な措置を採用することが求められている、という考え方を提唱している¹³。WTO 協定についても、「持続可能な発展」が前文に言及されていることから、人間の客観的存続能力の最大化を目的としていると考えるべきであり、個々の規定文言を、「文脈」すなわち他の規定と整合的に解釈すべきである。存続できる保証がない以上、存続能力の最大化を目標として最善を尽くすことを最優先にせざるを得ない。貿易及び環境保護その他の非貿易的関心事項は、いずれも持続能力の最大化という点において統合され、客観的に最適なバランスが存在すると想定する。

さらに人間の客観的存続能力は、有形無形の様々な要素から構成されるが、それらがいつ効能を発揮するか不明であり、またその効能が個人に帰属するわけでもない。したがって、その形成は、経済システムになじまず、政治又は社会システムにおいて行われる必要がある。しかし、存続能力の価値が、政治又は社会システムにおいて決定され、貨幣的に評価されたとすれば、これを前提として、存続能力の形成に必要なモノ・サービスの生産・分配を経済システムにおいて行うことが可能であり、またより効率的である可能性がある。この分担を前提として、存続能力を最大化するためには、経済システムにおいて取引されるすべての産品・サービスが、人間の存続能力の増加に貢献する度合いに応じて需要され、同時に、その生産のために消費する原材料その他が人間の存続能力の増加に貢献する潜在的な度合いを反映した価格で供給されることが求められる。需要と供給とがそのように形成されれば、経済システムは、人間の客観的存続能力を最大化するように機能すると考えられる。

各加盟国がその存続能力の最大化を図っているとすれば、その社会・政治・経済システムがそう機能するようになっているはずであり、逆に、そうなっていることを前提としてのみ、貿易自由化は、人間全体の存続能力の最大化に貢献する。したがって、WTO 協定の観点からは、経済システムがそのように機能している状態が公平であり、産品・サービスの需要にせよ供給にせよ、競争条件をこの状態から乖離させる政府措置を禁止し、逆に乖離があるならばこれを解消する政府措置の採用を促せばよい、ということになる。

環境資源も、それが有限である限り、ある産品を生産するために消費される分の価格が当該産品の価格に適切に反映されるようになっている必要があるが、環境資源の多くは、その保有者が特定されていないために、その消費が適切に管理されておらず、結果として産品の価格に反映されていないことが多い。経済システムが適切に機能するためには、この点を環境規制その他の政府措置によって是正する必要がある。

したがって、PPM 措置についても、環境資源の消費が適切に産品・サービスの価格に反映されることを確保する最適な措置である限りは、公平な競争条件を実現するものであって、WTO 協定上許容されるべき、ということになる。これは、環境資源の消費が、輸入国内でなく、輸出国内で行われている場合であっても変わりはない。

ただし、PPM 措置についてその定める基準が個々の輸出国についても客観的に最適なものであることを措置国が立証することは極めて困難である。その立証のためには、第一に、輸出国内における環境資源の消費が適切に産品・サービスの価格に反映されていないことの立証が必要である。第二に、輸入国において課されている負担が最適なものであることの立証が必要である。この立証はいずれも、輸出国における環境資源の消費の状況に加え、消費された環境資源の適正価格の算定のために輸出国の経済システムの状況についての情報が必要になるが、そうした情報は輸出国内に存し、したがってそれを収集する権限が輸入国にはない。したがって、輸出国が、PPM 措置が客観的に最適でないと主張立証してきた場合に、これを覆せるだけの主張立証を輸入国が行うことはほぼ不可能であろう。

このような観点から、PPM 措置に関する WTO 先例を見直してみる。第一に、輸出制限として GATT11 条 1 項にカテゴリーカルに違反し、20 条各号によって正当化される場合のみ許される、とする必要はない。PPM 措置は、輸入品にも国産品にも適用される措置であるから、内国民待遇義務の対象であるとして差し支えない。ただし、内国民待遇義務が輸入品に対して国産品よりも厳しい規制を課す、いわゆる *de jure* の差別のみを、又はこれを中心に禁止しているに止まる、と解釈すると、上記のように PPM 措置を厳しく制限することができない。存続能力の最大化の実現を妨げるように競争条件を歪曲する政府措置をすべて禁止するように解釈することが前提となる。これは、内国民待遇義務の文言たとえば GATT3 条 4 項が要求する、「不利でない待遇」を輸入品に付与すること、を存続能力の最大化を実現する競争条件の確保を意味するものと解釈すれば足り、そのような解釈は文言

上可能である。このように内国民待遇義務を厳格に解釈すれば、GATT20 条柱書について先例が発展させてきた解釈・適用の大部分を取り込むことができる。

すなわち、輸入品に対して適用される PPM 措置は、国産品と同一の基準を適用しているだけでは「不利でない待遇」を付与しているとはいえず、生産国の国内事情を考慮した最適の基準を採用している必要がある。いかなる基準が最適かについては、措置国よりも生産国の主張立証を尊重すべきであり、それを考慮してもなお、措置国の主張立証が疑問の余地なく客観的最適性を確信させるものであった場合（逆に言えば、生産国の主張立証に全く合理性が認められない場合）に限り、「不利でない待遇」を付与していると判断する余地がある、ということになる。

税又は課徴金を規律対象とする GATT3 条 2 項についても同様であって、PPM 規制と同じく、国境炭素税のような製品の生産方法に着目した税又は課徴金措置は、国産品の炭素税負担と同一の負担を求めているだけでは内国民待遇義務をクリアできず、外国における炭素排出に対する費用負担の不足分を正確に埋める課徴金である場合に限り、存続能力を最大化する観点から正当化できるはずである。3 条 2 項は、内国税及び課徴金について、「国内生産に保護を与えるように」適用することを禁止している。ここでも、基準となるべきは、現実の競争関係を人間の存続能力の最大化を実現する競争関係から乖離させるか否かであると考えれば、「国内生産に保護を与える」か否かをそのような基準を定めるものと解すれば足りる¹⁴。ただし「国内生産に保護を与え」ていないという立証に成功する現実的可能性はゼロに近い。生産国において適切に負担されていないとの立証も、国境炭素税の額が客観的に最適であることの立証も、いずれも措置国が行うことは困難であり、輸出国が一応の主張立証を行った場合、これを覆すことはできそうにない。

したがって CBAM についていえば、元々二酸化炭素排出の限度は、世界全体でも争いがあるし、仮に全世界での客観的限度が認められたとしても、国家間でどう配分すべきかについては様々な考え方がある。本稿の考え方では、人間の存続能力を最大化する客観的な配分が存在する、と想定することになるが、世界規模の合意がなければ PPM 措置国が決定した国別の限度が最適であるとの説明は事実上不可能であろう。したがって、どのように基準を設定したとしても、他の加盟国が基準の合理性に異議を唱える場合には、内国民待遇義務違反を認定すべきと考える。

第二に、GATT20 条(a)号は、PPM 措置の正当化に使えないとすべきである。先例は、「公德」の内容の決定を措置国に委ね¹⁵、かつ、その保護の水準も措置国に委ねるようである。この先例を前提とすると、環境保護に配慮しないで生産された製品を購入することの禁止あるいは適切な負担を課す CBAM は、「公德」保護のために必要であるとして正当化が許されるかのように一見思われる。確かに、ある国が、環境を保護しない行為、たとえば基準を定め、これを超えて二酸化炭素を排出することを「公德」に反するとし、たとえば刑事

罰の対象とすることは考えられる。しかし、この「基準を超えて二酸化炭素を排出しない」という規範を維持するために、外国において基準以上に二酸化炭素を排出して生産された産品を輸入・購入することを禁止・制限する必要があるか。かかる道德の遵守を国内で確保するためには、たとえば違反に対する刑事罰を強化することがもっとも有効である。刑事罰を強化する余地がなくなる事態は想定できず、そうした輸入・購入制限が「公德を保護するために必要」な措置に該当するとすべき場合は事実上存在しない、ということになるのではないか。CBAM についても、温暖化防止という「公德」を EU 内で保護するためには、EU 域内での排出権取引制度に従って負うべき負担を負わずに二酸化炭素を排出する行為に対して刑事罰を科し、これを必要に応じて強化することで足りるはずであって、20 条(a)号に拠って正当化されることは事実上あり得ないとすべきであろう。

なお先例の解釈の下では、たとえば国産産品を貴ぶ愛国心を「公德」として、輸入品の購入を禁止・制限することも、かかる「公德」の保護のために必要な措置として正当化することができてしまう可能性がある。国産産品を貴ぶことは、自由貿易の原則に反するとして WTO 協定上「公德」といえない、とする文言上の根拠は乏しい。なお、かかる主張は、自国の「公德」に反する方法で生産された産品を輸入することが「公德」を保護するために必要という論理を認めよ、という主張と本質的に差がない。道德観念が国によって異なることは当然だからである。道德観念が異なる国で生産された産品の輸入を自国の道德観念を害するが故に制限する、という発想こそ自由貿易の理念と相容れないというべきであろう。もちろん、相容れない価値観を有する国に経済的に依存したくないと考えるのは自然である。価値観の共通する他国とのみ貿易を拡大する、という発想は、GATT1 条が規定する最恵国待遇義務を大原則とする（全加盟国の同意がある場合にのみ修正できる）GATT/WTO 協定が許容できるものであるはずがない。上記理由で経済的依存を避けたいのであれば、GATT28 条に依拠して関税譲許を修正し、国内産業の保護を図ることができる。ただし、同条は、特定国に対してでなく最恵国ベースで関税を引き上げることしか許容していない。これは、いずれの考え方が妥当か、通商専門家が参加する WTO 体制においては判断が付かない以上当然であろう。こうした対応が可能とされているという「文脈」も、GATT20 条(a)号を、異なる道德観念が支配する他の加盟国からの輸入を制限することを許容する規定でないとする解釈を指示すると考える。

さらに言えば、国境税調整は当然のこととされているが、公平な競争条件の確保という観点からは、議論の余地があることも指摘しておきたい。国境税調整が想定されている産品に対する税として、たとえば付加価値税を考える。この税は、流通過程において課されるが、転嫁されて消費者が究極的に負担すべき税と考えられている。したがって消費地が外国である輸出品については、輸出前に課された付加価値税を免税又は還付し、逆に国内が消費地である輸入品については、輸入時に同等の課税を行うことが想定されている。輸入品について、輸出国において輸出前に課されていた付加価値税は免税又は還付されている想定であ

るから、輸入時にそれまで国内で流通していたとすれば課税されていたのと同額を課しても、両国で二重課税にはならない。各段階での付加価値に対して一定税率が適用されているとすれば、同一価格の輸入品と国産品とが負担する税額は同一になるので、公平な競争条件が確保されているように見える。

しかし、この論理は、租税理論からは自然であるが、GATT/WTO 協定における競争条件の考え方とも整合的かは疑問がある。すなわち、先に述べたように、WTO 協定は、人間の存続能力を最大化するような競争条件を加盟国の経済システムにおいて確保されることを狙っていると考えられると、消費に税を負担させるという考え方は、必然的にこの競争条件からの乖離を生じさせるからである。確かに、一般に、租税理論では、租税の中立性が重視され、産品・サービスに薄く広く課すことを望ましいとするが、どれだけ普遍的に課税しようと、税率をどれだけ低く抑えようと、需要の価格弾力性が無限でない限り、競争条件を変更しないことにはならないからである。したがって、消費に対する負担であるから、付加価値が発生したのは国外であっても消費が輸入国内で行われる以上輸入品に対しても賦課するのは当然、と WTO 協定上考えてよいかは疑問がある。

ここも、一步引いて考えると、付加価値税については、交通・通信網、取引法及び民事司法制度など、経済システムのインフラ運営費用に充てるものとし、国内を流通する産品はその政府支出から恩恵を受けるが故にその費用を一律に比例的に負担させる制度として捉えることが考えられる¹⁶。具体的に利用した程度に応じて費用を負担させる課徴金ないし料金とする制度設計も考えられるが、潜在的に受けている恩恵をも考慮して、インフラのランニングコストを、産品の生産・流通に対する、その価格に応じた課税とすることにも合理性がある。このように考えると、付加価値税は、存続能力の最大化を実現する競争条件から現実の競争条件を乖離させるものでなく、むしろ現実の競争条件を存続能力の最大化を実現する競争条件に接近させる制度として捉えることができる。ただし、このように付加価値税を捉えると、輸入品に対して課すことができるのは、輸入時以降に限定される。取引段階ごとに受けるメリットは、その段階での付加価値増分に比例していると想定しているからである。これに対して、売上税のように、経済システムのインフラとして提供されているサービスのメリットを取引段階ごとに受けると想定するのであれば、輸入品についても輸入価格全体を対象として課税を考えることが一貫する¹⁷。

すなわち、国境税調整が求められる税負担は、(国内における)消費が負担すべきもの、でなく、(国内における)消費に対する政府サービスの費用負担の性格を有するものに限定されるべきである、ということになる。たとえば、産品の消費後に発生する廃棄物回収・処理を政府が行う前提で、必要な財政費用を得るための税は、国産品についてどの段階で課されているかに関わらず、輸入品に対しても課すべきであり、輸入品に組み込まれた原材料・部品等についても同様である。廃棄物回収・処理の必要性は当該原材料等が物理的に残存している限り引き続き存在する以上、そのための費用を得るための税は、輸入品も負担すべき

である。たとえ、国産品について、原材料等の生産・輸入時に課されており、産品自体に対してはその販売時等において課されていないとしても、輸入品については、輸入時に課されるべきであり、すなわち国境税調整が正当化される。これに対して、国境炭素税の目的は、これに対応する炭素税の目的に鑑みると、せいぜい、生産時に発生する二酸化炭素を処理するための政府支出の費用を負担させることにあるから、国内で生産されていない輸入品に適用する根拠がない。

さらに、以上の2条2項(a)号及び3条2項2文の解釈は、目的とくに「持続可能な発展」に言及する前文の規定及びそれぞれの規定の文言のみならず、PPM措置についてのGATT3条4項の解釈と同じく、「文脈」によって支持される。まず、GATT6条は、「正常の価額」を下回る価格での輸出に対してその差額を相殺する不当廉売関税を賦課することを認めているが、「正常の価額」を下回るか否かの認定基準として、輸出国における国内市場販売価格等との比較を提示している。それ以外の方法による認定を排除していないが、「正常の価額」について操作可能な定義が与えられていないので、それ以外の方法では輸出加価格が「正常の価額」を下回ると正しく認定したとの立証が困難である。国内生産者に付与した補助金の効果を相殺する相殺関税も認められているが、ここでは、補助金の「利益」額が基準となり、輸入国が補助金の存在とりわけ「利益」を立証することが前提となる。不十分な環境規制には、生産コストを低下させる効果があるが、輸出国における環境規制が不十分であること、そのために生産コストがどれだけ低下したかを輸入国が立証することは困難である。上で示したGATT3条2項第二文の解釈適用もこれと軌を一にしている。

他方で、各加盟国は、自国の経済システムの適正機能を確保する責任があるはずである。すなわち、自由主義経済体制において環境資源が浪費されているならば、これを是正する責任があるはずである。WTO協定上、この責任を実定化している規定を指摘するとすれば、状態申立を認めるGATT23条1項(c)であろう。同号は、「その他のなんらかの状態が存在する結果として」無効化又は侵害があった場合の調整を規定している¹⁸。もちろん、ある加盟国において経済システムが適正に機能しておらず、たとえば環境資源の浪費が放置されているか否かを評価する場合、当該加盟国政府が、そうした浪費は生じていない、又は適切な政府措置によって対処されている、という一応合理的な説明が行われる場合、これを他の加盟国が覆すことは容易でない。しかし、加盟国政府に対してこのような説明をさせた場合、もしその合理性に疑問が残るならば、国内の政治システムがその疑問を解消すべく機能する可能性もあるし、また説明において提供された情報を基に、WTO以外の、環境保護の専門家が集まる国際フォーラムにおける議論を活性化する可能性もある。

第4節 終わりに

以上の通り、本稿は、LPF とは、各国がその経済システムを人間の存続能力を最大化する観点から客観的に最適な状態を確保することを求めること、と理解することにより、環境保護、労働者保護その他の水準に関する争いを解決することを推奨する。この考え方は、PPM 措置に関する先例の大部分を支持し、不足部分を補うものとする。GATT20 条(a)の拡張適用による PPM 措置の利用拡大は、価値観の異なる加盟国を WTO 体制内に留めることを困難にしかねないと考え、これを拒絶する。環境保護、労働者保護等における考え方の違いに起因する対立は、これらの非貿易的関心事項を専門としない WTO 体制においては、いずれを支持するか判断が付かないため、MFN ベースでの関税譲許の再調整という形で対立を緩和することが想定されていると理解する。

さらに、本稿の考え方は、こうした対立が他のフォーラムにおいて解消されることを促すモノとなっていると考える。すなわち、本稿が主張するように、貿易と非貿易的関心事項とを対立する価値とせず、それらが人間の存続能力の最大化という調整原理において統合されていると考えるならば、PPM 措置の協定整合性を争うケース又は輸出国の環境保護その他の不完全性を追求する状況申立を扱うケースにおいて、各加盟国が採用する非貿易的関心事項の追求において設定する水準がいかなる客観的根拠に基づいているかの説明を求めることになる。この説明を拒否すれば、自国に適用される PPM 措置の協定整合性を否定できず、又は状況申立が認められてしまう。こうした説明がなされれば、そこに含まれる客観的認識・考え方を基に、当該事項を扱う他の国際フォーラムにおけるルール交渉等が可能になる。現在の先例では、そこまでの説明を求めないので、他のフォーラムとの連動を想定しにくい。

この点支配的な考え方は、WTO 協定の基本的性質を、国内市場を開放する約束と理解し、特定の非貿易的関心事項について留保したものとする。この考え方は、貿易と環境保護その他の非貿易的関心事項とを対立する価値と理解し、後者を追求する措置を一定範囲で市場を開放する約束から除外することを明示する規定が GATT20 条であると理解することになる。先例は、GATT20 条各号が掲げる非貿易的関心事項を追求する水準については、加盟国の自由裁量であり、ただし、そのための手段の選択において適切かが問われる、というアプローチを採用しているが、これは、上記「留保」という発想になじむ。しかし、この発想は、環境保護その他の非貿易的関心事項に関する国際的な利害対立の解決について、WTO 協定が貢献する余地を狭めてしまう。

以上

-
- ¹ 外務省 HP
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/documents/final_g20_osaka_leaders_declaration.html] (2021 年 3 月 26 日アクセス)
- ² OECD HP, “Industrial subsidies and levelling the playing field”
[<https://www.oecd.org/trade/topics/levelling-the-playing-field/>] (2021 年 3 月 26 日アクセス)
- ³ たとえば、「欧州委、炭素国境調整メカニズム (CBAM) の設置規則案を発表」JETRO ビジネス短信、2021 年 7 月 16 日 [<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/6f6d68c9f585c5b4.html>] (2021 年 3 月 26 日アクセス)
- ⁴ たとえば、WTO HP [https://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/labelling_e.htm] (2021 年 3 月 26 日アクセス) を参照。
- ⁵ 松下満雄・米谷三以『国際経済法』(東京大学出版会、2015 年)、312 頁。
- ⁶ Appellate Body Report on *US – Shrimp (21.5)*, WT/DS58/AB/RW, adopted on 21 November 2001, paras. 115-134.
- ⁷ *Ibid.*, paras. 135-150.
- ⁸ Appellate Body Report on *US – Tuna II (Mexico)*, WT/DS381/AB/RW/USA
WT/DS381/AB/RW2, adopted on 11 January 2019, たとえば paras. 6.91-6.116.
- ⁹ なおその後、GATT20 条(a)号が争点となったケースとして、米国–301 条 (DS のケースがある。措置国である米国は、中国が技術窃取を行っており、対中関税引き上げは、窃取をしないという米国の「公德」を保護するために必要な措置として正当化される、と主張した。パネルは、20 条(a)号の「公德」の特定は措置国に委ねられているとしつつ、301 条措置が技術窃取を主張されている産品に限定されていない点をもって保護の「必要性」を欠くとした。このケースでも、窃取が非道徳的な行為であることを中国は争っていない。上記のように関税引き上げの対象とされた産品の範囲が広すぎるとの点のみ主張していたことに注意が必要である。Panel Report on *US – Tariff Measures*, WT/DS543/R, circulated on 15 September 2020, paras. 7.163-7.238
ただ、窃取されたとする技術を直接利用していない産品を対象に含めるかどうかという「必要性」の線引きは説得的であろうか。たとえば、その国のどの産品も多かれ少なかれ窃取した技術の恩恵を受けているはずであるし、技術の恩恵を受けていないとしても、窃取した技術を使用して得た利益を使って生産した場合も影響がないとは言えない。そもそも、窃取技術を使用した産品であることについて買い手の主観的認識を要求していないことに鑑みると、技術窃取との関係が間接的な産品であってもその輸入制限は「公德」を保護するために必要でない、とする根拠がそれほど確実に見えるのか疑問があるように思われる。むしろ、問われるべきは、そもそも窃取された技術を使用して生産された産品を購入することを制限する必要があるのか、であり、窃取が「公德」に反する行為ならばこれを直接刑事罰等で禁止すれば足りるとして、輸入品に対する追加関税すべてが正当化されないと争う余地があったように思われる。
- ¹⁰ See Panel Reports on *EC – Seal Products*, WT/DS400&401/R, amended by the Appellate Body and adopted on 18 June 2014, paras. 7.141-7.144.
- ¹¹ Appellate Body Report on *India – Additional Import Duties*, WT/DS360/AB/R, adopted 17 November 2008.
- ¹² EPCT/TAC/PV/26, p. 21.

¹³ 松下・米谷、前注 5、28～33 頁； 米谷三以「WTO 協定の想定する『市場経済』の条件」柳原正治他編『国際法秩序とグローバル経済－間宮勇先生追悼』（信山社、2021 年）217 頁、221～224 頁。

¹⁴ 3 条 2 項 2 文と 4 項とを比較すれば、前者では、注記により、「直接競争する又は代替可能な産品」間でのみ制度設計が一貫している必要があり、後者では、それより広い「同種の産品」間で一貫している必要がある点異なる、と理解される。

¹⁵ なお、そもそも、何らかの規範を「公德」とするかどうか加盟国政府の裁量であるとする先例の解釈には疑問がある。保護の対象が「公德(pubic moral)」であって、単なる道徳でないことに着目して、社会の存続に関わる規範、たとえば上で述べたように、刑事罰によって遵守が強制されている規範に限定することを考えるべきであろう。同号が想定している日本の典型例として挙げられる、違法薬物や拳銃その他武器の輸入に関する許可制・数量制限、わいせつ図画の輸入禁止などは、いずれもその使用等が刑事罰によって禁圧されている産品の輸入制限であることを指摘したい。

¹⁶ 米谷三以「財政政策に関する『国際通貨金融法』の形成とその評価」法律時報（2019 年 11 月号）、30 頁、35～36 頁。

¹⁷ これに対して、筆者は、所得課税を、投資を適正化する制度の一部として理解する仮説を提示している。米谷、前注 16、同。政府は、存続能力を増加する投資を行うところ、そのために必要なモノやサービスを調達するに当たり、モノやサービスの提供者に対して負債を負っていることの証明書として通貨を発行する。通貨は、租税の支払に充当できるなどの通用力が付与されている。モノ・サービスの生産・流通過程に介在する主体において必要な範囲を超える資金が発生する可能性があり、その超過分は投資に充当される想定である。所得課税は、投資を行う政府が余剰資金を強制的に回収する行為であると考えられる。ただし、モノ・サービスの生産を増加するための投資を政府でなく非政府主体に委ねるほうがより効率的であると仮定すれば、そのための資金を非政府主体に適切に残す（貨幣による決済システムを利用する経済システムの発展を促す）ように税率が決定されるであろう。最適な税率は、政府が行う投資と非政府主体が行う投資とが存続能力を増加する効果において同一となるように（限界増加効率が均等化されるように）決定される。なお上記仮説は、交換を人間の本性に基づく行為と捉え、交換を促進する発明として貨幣を説明する現代経済学の標準的説明に拠らない、信用貨幣の考え方に依拠するものである。

¹⁸ なおこの可能性があることに鑑みれば、輸出国の環境保護等の不十分性を咎める PPM 措置は、対抗措置の禁止（DSU22 条・23 条）に抵触する可能性がないか問題になる。ただし、他の類型と異なり、状況申立は、ネガティブコンセンサスの対象でないため、被申立国に事実上拒否権がある。したがって対抗措置の禁止はここまで及ばないと考える余地があろう。

第4章 TRIPS ウェイバー提案をめぐる論争とパンデミック後のTRIPS 体制への示唆

早稲田大学 社会科学総合学術院
講師 平見 健太

第1節 問題の所在

パンデミック下の国際社会において、COVID-19 ワクチンを含む医薬品の不十分かつ不公平な配分状況が発生・継続しており、かかる事態の改善が喫緊の課題となっている。以下に提示した統計データによれば、2022年2月17日時点で世界人口の54.5%が既に2回のワクチン接種を終えているとされるが、その中で高収入国（High Income Countries）グループでは人口全体の72.84%が既に2回接種済み（日本は79.38%）となっている一方で、低収入国（Low Income Countries≡Least Development Countries）のグループでは人口のわずか5.93%しか2回接種を終えておらず、国際社会でのワクチン供給格差は歴然としている。

こうしたワクチン供給状況を生み出している要因として、先進国を中心とするいわゆるワクチン・ナショナリズムの存在が指摘されているが、それと同時に、医薬品等に関する強力な国際的知的財産保護制度の存在がワクチン供給の阻害要因になっているとして槍玉に挙げられている。すなわちTRIPS協定に対する批判であり、WTOの場では2020年10月以来、インドや南アフリカによってTRIPS協定のウェイバー（義務免除）提案が提出されており、本提案の是非をめぐってWTO加盟国間で鋭い対立が続いている。また、後述するように、ワクチン供給をめぐるTRIPS協定批判はWTOの外部でも展開されており、たとえば国連の人権条約フォーラム等においてもTRIPS協定に批判的な目を向ける動きがある。

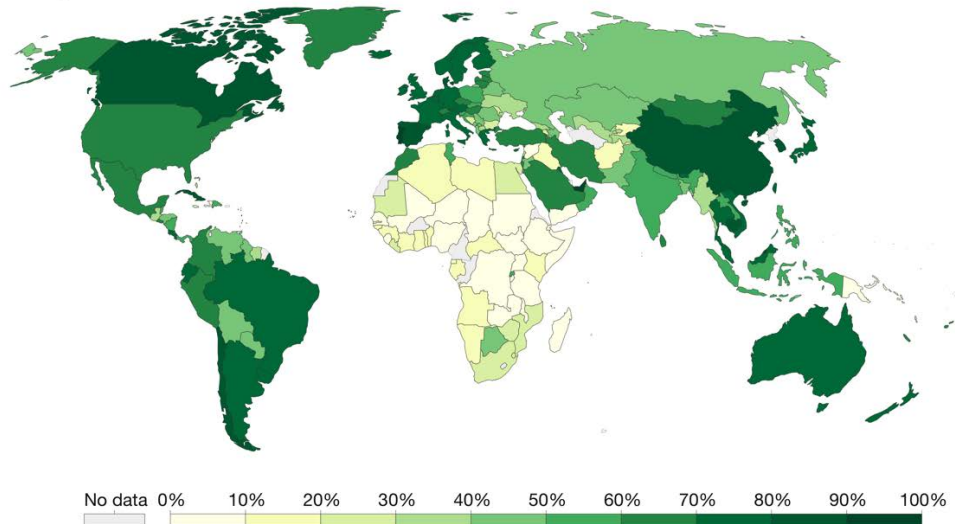
本稿では、以上のTRIPS ウェイバー提案をめぐる論争を整理し争点を示すとともに、一般のパンデミックを契機として再燃した知的財産保護と公衆衛生（医薬品アクセス）の問題が、今後のTRIPS体制にいかなる影響をもたらしうるかを考察する。

[参考] 国際社会のワクチン接種状況

Share of people who completed the initial COVID-19 vaccination protocol, Feb 17, 2022

Our World in Data

Total number of people who received all doses prescribed by the initial vaccination protocol, divided by the total population of the country.



Source: Official data collated by Our World in Data

CC BY

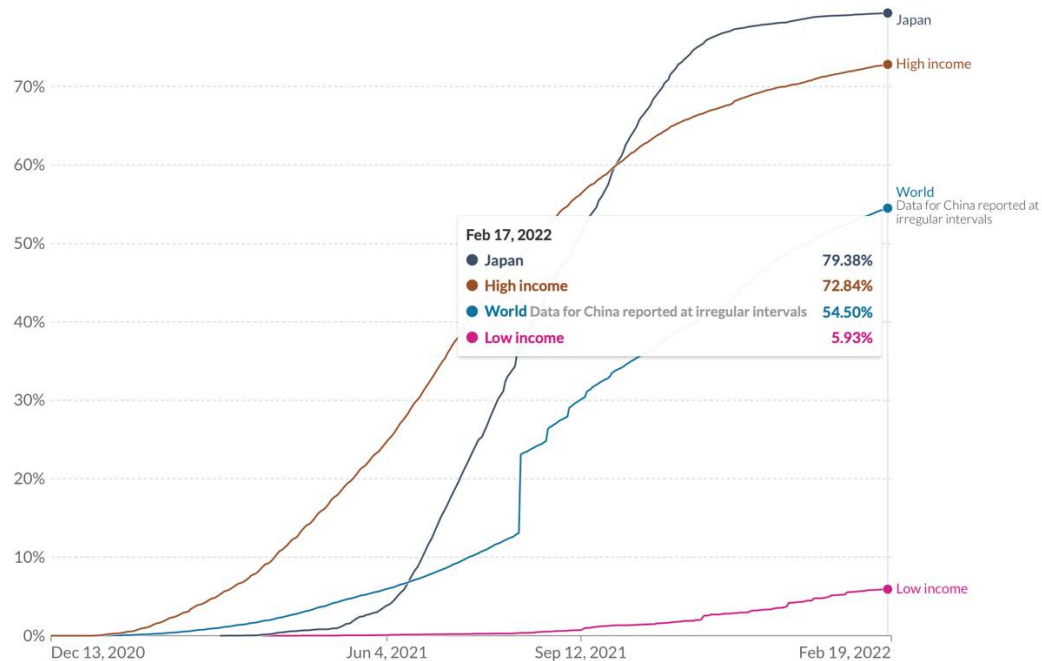
Note: Alternative definitions of a full vaccination, e.g. having been infected with SARS-CoV-2 and having 1 dose of a 2-dose protocol, are ignored to maximize comparability between countries.

Share of people who completed the initial COVID-19 vaccination protocol

Total number of people who received all doses prescribed by the initial vaccination protocol, divided by the total population of the country.

Our World in Data

LINEAR LOG



Source: Official data collated by Our World in Data

CC BY

Note: Alternative definitions of a full vaccination, e.g. having been infected with SARS-CoV-2 and having 1 dose of a 2-dose protocol, are ignored to maximize comparability between countries.

出典 : Our World In Data

第2節 ウェイバー提案をめぐる論争の整理

1. インド・南アフリカによるウェイバー提案

2020年10月のTRIPS理事会において、インドおよび南アフリカは、大要つぎのように主張しつつ、TRIPS 協定上のウェイバー（協定上の義務免除）を提案した。すなわち、COVID-19のような非常事態に対応するためには世界各国がワクチンを含む医薬品などを安価で迅速に入手する必要があるが、TRIPS 協定上の知的財産保護義務がこれらの医薬品（厳密には製薬会社）に強力な法的保護を提供しており、その結果、安価で迅速なワクチン入手を阻む障壁となっている。そしてこの問題は、TRIPS 協定に内在する柔軟性(flexibility)、とくに強制実施権の活用によっては対処困難であるため、より抜本的な方策としてウェイバーが必要であるという趣旨の主張である。本提案については、後述するように製薬産業を抱える先進諸国が反対を表明している一方、途上国を中心に加盟国間で広く支持を集めており、2021年5月には米国も本ウェイバー提案に対して原則的な支持を表明するに至っている。

ウェイバー提案の内容に目を向けると、当初の提案(IP/C/W/669)は、TRIPS 協定第2部の第1節（著作権及び関連する権利）、第4節（意匠）、第5節（特許）、第7節（非開示情報の保護）および第3部（知的財産権の行使）上の加盟国の義務を免除するというものであったが、免除の対象となるものが広範囲に及びうる内容で、免除の期間についても特段の定めが存在しなかった。このような免除対象の包括性と免除期間の不明瞭性に対しては、先進国からとくに強い批判の声が挙がっていたが、これに対してインドおよび南アフリカは、以上の批判に一定程度歩み寄るかたちで、2021年5月に改訂案をTRIPS 理事会に提出した(IP/C/W/669/Rev.1)。

その主な改訂ポイントとして、まず、公衆衛生と知的財産保護のバランスへの配慮の必要性が前文に追記された(改訂案前文9)。そのうえで、免除対象をCOVID-19対応のための健康産品および技術に限定するとともに(改訂案パラグラフ1)、免除期間を明確化すべく、ひとまず3年間という期限が設定された(改訂案パラグラフ2)。

2. EUの代替案

以上の動きに対して先進諸国は、TRIPS 協定上の知的財産保護義務が存在するがゆえに医薬品供給が阻害されているわけではないとして、上述のウェイバー提案に反対するとともに、本問題についてはより広い見地からの総合的な対応が必要である旨主張している。こうした立場をもっとも明確に示してきたEUは、2021年6月につぎのような代替案を提起している(IP/C/W/680, IP/C/W/681)。

すなわち、①パンデミック以来各国で増加している輸出規制措置等への対応、②製薬産業との協調によるワクチン供給自体の拡大、③TRIPS 協定上の問題への対応といった、3つの観点からの対応を柱とする提案である。①は、WTO の有志国（オタワ・グループ）で進められている、医薬品などに関する貿易制限措置の在り方をルール化する取り組み、すなわち「貿易と保健イニシアティブ（Trade and Health Initiative）」を指している。②は、医薬品等の特許製品を適正価格で買い上げ各国に配分するための国際協調枠組み、すなわち COVAX 等を念頭に置いたものである。そして③は、TRIPS 協定上の柔軟性、とくに、加盟国が強制実施権を活用しやすくするための提案である。EU の立場からすると、③による対応にそれほど重点が置かれているとは思われないが、上述のウェイバー提案の背後にあるインドや南アフリカの問題意識、すなわち強制実施権の実効性への懷疑に対応するために、③も併せて提起されたものと推察される。

本稿の問題意識に即して③に着目すると、EU はまず、既存の知的財産保護法制が創薬インセンティブのためには必須であることを強調しており、こうした前提のもと、医薬品の生産・拡大はウェイバーを通じてではなく、TRIPS 協定の柔軟性、とくに強制実施権の活用によるべきことを主張している。そのための方策として EU は、TRIPS 協定 31 条および 31 条 bis の明確化と利用促進案を提案しており、具体的には、特許権者との事前のライセンス交渉要件の排除（TRIPS 協定 31 条(b)）、「適当な報酬」要件の明確化（同協定 31 条(h)、31 条 bis 2）、通知要件の簡素化（同協定附属書パラグラフ 2(c)）などを主張している（IP/C/W/681）。これは、強制実施権の利用を躊躇させる要因としてかねてより指摘されてきた事項を改善する提案といえる。

3. 論争の争点と3つの立場

以上、インド・南アフリカによるウェイバー提案とそれに対峙する EU 提案の概要をみたが、両者の立場の相違は 2022 年 2 月現在も克服されておらず、膠着状態のまま時間が経過し、結果として WTO 体制の正当性を毀損しかねないイシューとなっている。こうした対立の中心的な争点は、言うまでもなく、TRIPS 協定が今般のワクチン供給の主たる阻害要因なのかどうかであろう。

この論点については、パンデミック発生以来、大別して 3 つの立場からそれぞれ主張が展開されているように思われる。各々の立場を簡潔に紹介すると、まず第 1 の立場は、TRIPS 協定等による国際的な知的財産保護体制を、医薬品供給に対する重大な障壁とみなす立場である。上述のインド・南アフリカによるウェイバー提案は、まさにこの第 1 の立場に立脚するものといえる。第 2 の立場は、上記第 1 の立場とは正反対に、医薬品供給にとっての国際的な知的財産保護体制の必要性を強調するものであり、製薬産業や当該産業を抱える国家がしばしば主張するところのものである。すなわち、ウェイバーは短期的にも中長期的にも医薬品供給にかえって悪影響をもたらすことになるとし、短期的な悪影響としては、製

薬への従事者の増加によりワクチン原材料不足に拍車がかかること、低品質なワクチン供給のおそれなどを挙げ、中長期的な悪影響としては、創薬インセンティブの低下、技術革新の低下を挙げる。最後に第 3 の立場は、医薬品供給の問題にとって知的財産保護体制の在り方は決して無関係ではないが、それはあくまで周縁的な問題にすぎず、抜本的な状況改善のためには国際協調が必須であるとする立場である。というのは、COVID-19 ワクチン（とくに mRNA ワクチン）それ自体やその製造方法は、きわめて複雑な技術知識に基づいており、一部はノウハウや営業秘密として秘匿化されているとも言われる。こうした類の医薬品について、知的財産保護を解除すれば直ちに誰もが容易に複製可能になると考えることは非現実的であり、かつて TRIPS 協定の柔軟性を通じて供給拡大が実現した抗 HIV 薬とは事情が異なるとされる。そうである以上、医薬品の知的財産保護は維持したうえで、製薬産業による増産を促すとともにその公平な配分を実現するための国際的枠組みこそが重要になるという趣旨であり、今般の COVAX によるワクチン供給・配分の枠組みはその典型例となる。上述の EU 提案は、表面上はこの第 3 の立場に近い発想を持つものといえる。

このように、TRIPS 協定が今般のワクチン供給の主たる阻害要因なのか否かという論点については、以上の 3 つの立場から各国・各論者がそれぞれ主張を展開しているが、各立場の妥当性は、むしろ法解釈論的な分析を通じて決定されうものではなく、客観的なデータにもとづいた実証分析による評価を要することは言うまでもない。いずれにせよ現状では、各国が様々な利害関係に支えられつつ、いずれかの立場に立脚して主張を展開しているため、容易に折り合いがつかないのが実態である。

それでは、TRIPS ウェイバー提案をめぐる加盟国間の深刻な対立が今後も継続するとすれば、将来の TRIPS 体制の在り方にいかなる影響を及ぼしうるだろうか。

第 3 節 知的財産と公衆衛生に関する認識枠組みの変遷

以上の TRIPS ウェイバー提案をめぐる論争とその混迷に端的に現れているように、今般のパンデミックを契機として、国際社会では知的財産保護と公衆衛生（医薬品アクセス）の在り方に関する問題が再燃している。そこで、従来の知的財産保護と医薬品アクセス問題の認識枠組みないし議論枠組みの大まかな変遷を追ったうえで（本節）、WTO における現在の膠着状態が、こうした認識枠組みの在り方にいかなる影響を及ぼしうるかを考察する（第 4 節）。

1. 1990 年代以前

知的財産保護と公衆衛生の問題において、とくに医薬品アクセスの問題は、国際人権法にもとづく理論化を通じて法的主張がなされているのが現状であるが、1990 年代以前の状況

に関しては、知的財産保護レジームと人権レジームは相互に無関心であったといえることができる。

この時代の法状況に目を向けると、知的財産と人権はそれぞれ異なる領域の問題であるという認識のもと、条約も各領域で独自に発展していた。たとえば、知的財産保護に関する諸条約は WIPO のような専門フォーラム内で締結・運用され、他方で人権保障に関する諸条約は、国連や地域の人権フォーラムで締結・運用されてきた。

また、この時代の学説動向はというと、以上の法状況に対応するかたちで、知的財産にせよ人権にせよ、各レジーム内でそれぞれの条約等の規範内容の精緻化に注力するものが大勢を占めており、知的財産保護条約と人権条約相互間の影響の有無といった視点は希薄であったといえる。

2. 1990 年代中盤～2000 年頃

以上のような相互に無関心な状況に変化が訪れる契機となったのは、WTO の成立であった。すなわち、WTO 協定を構成する文書の一つとして TRIPS 協定が締結され、多数国間の強力な知的財産保護体制が誕生した結果、その反動として、対抗言説としての人権に注意が向き始めたのである。

この時期の法状況について敷衍すると、1980 年代頃から産業界と先進国が知的財産保護の拡充を求めて国際ルール強化を志向するようになっていたが、WIPO のフォーラムでは途上国の強い抵抗に遭い実現が叶わない状況であった。こうした状況を打開すべく、米国などは交渉の場を WIPO から通商フォーラムに移す戦略をとり、当時のウルグアイ・ラウンド交渉に知的財産の問題を持ち込むことで、TRIPS 協定の策定に成功したのであった。これは、ウルグアイ・ラウンド交渉が一括受諾方式を採用していたために、途上国も他分野での実を得るために知財ルールに関しては妥協せざるを得なかったという背景があり、WIPO のフォーラムで存在していた知的財産をめぐる先進国と途上国の対立は、WTO 内で解消されたわけではなく、むしろ潜在化したにすぎなかったと言える。こうした土壌が、今般の TRIPS ウェイバー提案をめぐる先進国と途上国の対立構図を生じさせる遠因となっていることは、指摘するまでもないであろう。

また、強力な知的財産保護体制の誕生をふまえた同時代の学説動向として注目に値するのは、知的財産保護は強力であればあるほど良いとする前提に対抗する試みが生まれ始めたことである。すなわち、TRIPS 協定上の高水準の義務を負うことにより、途上国をはじめとする加盟国はかえって他の政策領域における規制裁量を奪われるのではないかという問題意識のもと、知的財産保護と他の政策価値の関係性を論ずる学説が出現し始めたのである。ただし当時は、こうした議論を人権条約上の具体的権利に明確に基礎づけて展開する学説はまだ登場しておらず、その意味で、知財と人権というテーマの揺籃期であったといえる。

3. 2000 年頃～2010 年頃

1990 年代末から 2000 年代初頭にかけて途上国で蔓延した HIV・エイズ禍を契機に、途上国や市民社会を中心に TRIPS 協定への反発が表面化し拡大したことは周知のとおりであるが、そこで生じた医薬品アクセスの問題が人権問題として位置づけられることにより、これ以降、知的財産と人権の関係性をめぐる問題が一大論点になった。

この時代の法状況や実行に関しては、まず、以上の医薬品アクセス問題に対して国連の人権機関が発出した 2 つの文書が注目される。すなわち、社会権規約委員会一般意見 14 (2000 年) および人権小委員会決議 2000/7 (2000 年) がそれであり、これら文書は、知的財産保護が場合によっては人権を侵害しうることを指摘するものであった。とくに前者は、医薬品アクセスの権利が社会権規約 12 条の「健康に対する権利」から導出されることを明確化し、後者は、TRIPS 協定が幅広い種類の人権に対して悪影響を及ぼしうることを指摘した。これら 2 つの国連文書は、知的財産と人権を緊張関係にあるものとして捉えようとする試みの嚆矢であり、また、途上国や NGO による TRIPS 協定批判に理論的基礎を提供することにもなった。このように、医薬品アクセス問題を契機に、途上国・市民社会・国連の人権フォーラム等から批判に晒された TRIPS 協定は、WTO 体制内においても対応を迫られ、結果としてドーハ公衆衛生宣言 (2001 年)、TRIPS 協定改正議定書 (2005 年) が成立することとなった。これらの宣言および協定改正は、強制実施権の活用を含む TRIPS 協定の柔軟性を確認し、向上させる趣旨のものであり、対抗言説としての人権に一定程度の配慮を示すものといえる。

こうした事情を背景として、同時代の学説においても知的財産と人権の関係性を理論化しようとする試みが多数登場した。かかる学説群の傾向としては、概して 2 つのアプローチが存在していたといえる。第 1 の傾向は、人権優位アプローチとでも称すべきもので、知的財産と人権が本質的に緊張関係にあるという前提のもと、具体的な権利義務レベルで双方が抵触する場合には、人権規範が優先的に適用されるべきことを主張するものである。第 2 の傾向は、調整アプローチを志向する学説であり、こちらも知的財産と人権が緊張関係にあると解する点では変わらないが、かかる緊張関係を具体的な権利義務レベル調整するためのメカニズムとして、TRIPS 協定の柔軟性に着目するものである。前者が法理論的にもドラスティックな主張であるのに対して、後者はより穏当であり、かつ上述の WTO 体制内の実行に近いものといえる。

4. 2010 年頃～2020 年頃

上記の 2000 年頃以降の法発展および議論動向を引き継ぎつつも、知的財産と人権を対立的に把握するのではなく、両者の調整ないし統合志向がより顕著になったのが、2010 年頃

～2020 年頃の特徴といえる。

こうした調整・統合志向を端的に示すのが、2013 年に採択された視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約である。本条約は、各国の著作権法に障害者のための例外規定を設けることを義務づけるものであり、障害者の人権保障促進（表現の自由、教育を受ける権利、研究を実施する機会等）のために知的財産条約を用いた典型例である。このことを TRIPS 協定の側からみると、TRIPS 協定に内在する柔軟性を活用することによって、同協定上の著作権保護義務を障害者による利用との関係では緩和するものであり、換言すれば、上記マラケシュ条約は、（当該条約の当事国に限っては）一定の人権保障のために TRIPS 協定の柔軟性の活用を義務化した条約といえる。

また、文化的権利に関する国連特別報告者報告書（2015 年）や、社会権規約委員会一般意見 25（2020 年）などの国連人権フォーラムから発出された文書も、従前のものとはトーンが異なり、TRIPS 協定の柔軟性を活用することによって知的財産と人権を調和させようとする立場を採用している。

さらに、国際紛争処理実践の中にも以上の傾向が生じつつあるように思われる。WTO 紛争処理案件に着目すると、*EU-Seizure of Generic Drugs in Transit* 事件（DS408, DS409）において、申立国インドは、「健康に対する権利」を保障した社会権規約 12 条 1 項の存在を強調し、TRIPS 協定の諸規定は当該人権規範に照らして解釈適用されなければならないとの主張を展開した（なお本件は、EU の譲歩により協議段階で解決）。また、*Australia – Tobacco Plain Packaging* 事件（DS435, DS441, DS458, DS467）においてパネルは、TRIPS 協定上の各規定が、同協定の柔軟性の要である 7 条および 8 条に照らして解釈されなければならないことを詳細に論じ、知的財産と公衆衛生（その基底にある人権）の調整・統合原理としての両規定の位置と機能を明確化した。

同時代の学説動向に目を移すと、以上の法状況・実行の展開を背景に、とくに国際知的財産法研究においては人権に着目するものが従前に比べて飛躍的に増加し、同分野の一つの潮流になったとされる。そうした研究の主たる関心は、TRIPS 協定をはじめとする知的財産保護条約内の柔軟性を用いた価値調整メカニズムの精緻化や、柔軟性の運用実態に関する批判的検討に向けられている。

第 4 節 認識枠組みの揺り戻し？

1. 2020 年～現在

前節で概観したとおり、知的財産と公衆衛生（その基底にある人権）の関係性をめぐる認識枠組みは、相互の無関心から緊張関係へ、そして、両者は調整・統合されるべき関係性へと時代ごとに変化を遂げてきた。しかし現在、WTO でウェイバー提案をめぐる膠着状態が

続き、国際社会に対し有効なメッセージを発信できていない状況に対して、多方面から批判が提起される事態となっている。

たとえば、国連社会権規約委員会が 2021 年 4 月に発出した声明は、WTO の現状に対して厳しい批判を提起している。当該声明は、まず、医薬品の公平配分を実現すべき人権条約上の義務の優越を強調しており、知的財産と人権を調和的に捉えようとする従来の立場から、人権優位アプローチへの揺り戻しが起きている点が注目される。そのうえで、TRIPS 協定による知的財産保護体制が国際協調の阻害要因になっていると指摘し、同協定の柔軟性も機能不全に陥っているとする。

また学説上も、現在の不十分かつ不公平なワクチン配分状況を、人権条約、とくに社会権規約上の国家の義務の観点から考察し、TRIPS 協定とその柔軟性の実効性欠如を批判する主張が増加しつつある。こうしたものの中には、国際人権法分野からの TRIPS 体制批判だけでなく、国際経済法の立場からも TRIPS 体制に疑問を提起するものが登場しつつある。

2. 今後の TRIPS 体制への影響

以上のように、パンデミック発生以来 WTO の内外で、知的財産と公衆衛生の認識枠組みについていわば揺り戻しともいえる動きが発生しているが、こうした動きが今後も続き、さらに強くなってゆく場合には、今後の TRIPS 体制の在り方についてまで影響を及ぼす可能性もなしとしない。すなわち、現行の TRIPS 体制が、市民社会や他の国際機関あるいは学界等から、理念的に強力な力を持つ人権にもとづく批判に晒され続けることにより、TRIPS 協定上の知的財産と人権の関係性について WTO に再考を迫る土壌が徐々に形成されてゆくかもしれない。具体的には、協定上の柔軟性の内容やその運用方法の改善について、WTO が何らかのアクションをとらざるを得ない状況に追い込まれる可能性もある。

いずれにしても、知的財産と公衆衛生に関する認識枠組みの揺り戻しと人権にもとづく TRIPS 体制批判の妥当性・説得性は、(どのような方策が選択されるにせよ) ひとえに WTO がワクチンを含む医薬品の供給状況改善に貢献しうるかどうか、WTO 加盟国が本問題について協調行動をとれるかどうかにかかっているといえる。今後も事態の改善がみられないようであれば、協定の柔軟性自体の有効性を含め TRIPS 体制に対する国際社会の批判が一層拡大することは避けられないであろう。

【主要参考文献】

【WTO の公式文書】

EU, “Urgent Trade Policy Responses to the COVID-19 Crisis: Intellectual Property”, IP/C/W/680, 4 June 2021.

EU, “Draft General Council Declaration on the TRIPS Agreement and Public health in the Circumstances of a Pandemic”, IP/C/W/681, 18 June 2021.

India and South Africa, “Waiver from Certain Provisions of the TRIPS Agreement for the Prevention, Containment and Treatment of COVID-19”, IP/C/W/669, 2 October 2020.

India and South Africa *et al.*, “Waiver from Certain Provisions of the TRIPS Agreement for the Prevention, Containment and Treatment of COVID-19: Revised Decision Text”, IP/C/W/669/Rev.1, 25 May 2021.

Minutes of Meeting (TRIPS Council held on 23 February 2021), IP/C/M/97/Add.1, 7 April 2021.

Minutes of Meeting (General Council held on 5-6 May 2021), WT/GC/M/191, 8 July 2021.

【国連機関の公式文書】

Committee on Economic, Social and Cultural Rights, “General Comment No. 14 (2000)”, UN doc. E/C.12/2000/4, 11 August 2000.

Committee on Economic, Social and Cultural Rights, “General Comment No. 25 (2020)”, UN doc. E/C.12/GC/25, 30 April 2020.

Committee on Economic, Social and Cultural Rights, “Statement on Universal Affordable Vaccination against Coronavirus Disease (COVID-19), International Cooperation and Intellectual Property”, UN doc. E/C.12/2021/1, 23 April 2021.

Shaheed, F., “Report of the Special Rapporteur in the Field of Cultural Rights”, UN doc. A/70/279, 4 August 2015.

Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights, “Intellectual Property Rights and Human Rights”, UN doc. E/CN.4/Sub.2/RES/2000/7, 17 August 2000.

【論文など】

加藤暁子「TRIPs 協定における医薬品特許の保護と公衆衛生の保護の均衡点」『国際法外交雑誌』107 巻 1 号 (2008 年)。

加藤暁子「医薬品アクセス問題に見る国際経済法と国際人権法の交錯」『法律時報』82 巻 3 号 (2009 年)。

高倉成男「知的財産と公衆衛生」高倉成男・木下昌彦編『知的財産法制と憲法的価値』(有斐閣、2021 年)

中山一郎「COVID-19 パンデミックにおける公衆衛生と特許」『知財管理』71 巻 4 号 (2021 年)。

Beiter, K. D., “Establishing Conformity between TRIPS and Human Rights: Hierarchy in International Law, Human Rights Obligations of the WTO and Extraterritorial State Obligations under the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights” in Ullrich, H., Hilty, R. M., Lamping, M. and Drexler, J. (eds.), *TRIPS Plus 20: From Trade Rules to Market Principles* (Springer, 2016).

Correa, C. M., *Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: A Commentary on the TRIPS Agreement* (Oxford University Press, 2nd ed., 2020).

- Desierto, D., “The IMF, WTO, World Bank, and WHO all come around? Multilateral Unity Against Inequitable Global COVID Vaccine Distribution, but still sans Human Rights”, EJIL:Talk! (June 3, 2021), <https://www.ejiltalk.org/the-imf-wto-world-bank-and-who-all-come-around-multilateral-unity-against-inequitable-global-covid-vaccine-distribution-but-still-sans-human-rights/>.
- Haugen, H. M., “Does TRIPS (Agreement on Trade-Related Aspects on Intellectual Property Rights) Prevent COVID-19 Vaccines as a Global Public Good”, *Journal of World Intellectual Property*, Vol. 24 (2021).
- Helfer, L. R., “Intellectual Property and Human Rights: Mapping an Evolving and Contested Relationship”, in Dreyfuss, R. and Pila, J. (eds.), *Oxford Handbook of Intellectual Property Law* (Oxford University Press, 2018).
- Ricketson, S., “The Emergence and Development of the International Intellectual Property System”, in Dreyfuss, R. and Pila, J. (eds.), *Oxford Handbook of Intellectual Property Law* (Oxford University Press, 2018).
- Trebilcock, M. and Poliwoda, D., “The TRIPS Waiver Controversy”, International Economic Law and Policy Blog (July 12, 2021), <https://ielp.worldtradelaw.net/2021/07/guest-post-the-trips-vaccine-waiver-controversy.html>.
- Yu, P. K., “The Anatomy of the Human Rights Framework for Intellectual Property”, *SMU Law Review*, Vol. 69, No. 1 (2016).

第 5 章 WTO 紛争処理の現状と見通し

早稲田大学 社会科学部
教授 福永 有夏

はじめに

WTO 紛争処理制度の上訴機関である上級委員会は、一貫した WTO 協定解釈に基づき貿易紛争を処理することで、貿易紛争の法に基づく解決と WTO 協定の意味の明確化に貢献してきた。しかし、上級委員会による WTO 協定解釈は WTO 加盟国の意図を踏まえていないと批判されることもあり、特に上級委員会による WTO 協定解釈が事実上の判例法として重視されてきたことに対しては米国が強い懸念を示していた¹。

2017 年以降の米国による上級委員会委員任命拒否は、米国の上級委員会に対する長年の懸念を背景としている。2019 年 12 月 10 日には、当時在籍していた上級委員会委員 3 人のうちの 2 人が任期満了を迎え、上訴を審理するために必要な 3 人を下回ることになった²。最後の 1 人も 2020 年 11 月 30 日に任期満了を迎え、定員 7 人の上級委員会は現在在籍委員がゼロとなっている。

2019 年 12 月 11 日以降上級委員会は上訴を審理できなくなり、機能不全に陥っている。これにより、2019 年 12 月 10 日までに上訴されていた案件のほとんど³について、上級委員会による審理が行われな「棚ざらし」状態となっている。また、2019 年 12 月 11 日以降に出されたパネル報告のほとんどすべて⁴が上訴され、これらも「棚ざらし」となっている。

上級委員会の機能不全にコロナ禍の影響も重なり、上級委員会以外の紛争処理手続も利用は低迷しているが、日本が中国のアンチダンピング措置について新たな紛争を付託するなど、注目される動きもある。そこで本章第 1 節では、2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月末までを中心とする最近の WTO 紛争処理の動向⁵を概観する。

続く本章第 2 節では、WTO 紛争処理をはじめとする貿易紛争処理の今後の見通しを展望する。

第 1 節 WTO 紛争処理の概況

本節では、2021 年 2 月から 2022 年 1 月末現在までに行われた新たな申立て(本節 1)、パネル付託案件(本節 2)、上級委員会付託案件(本節 3)を中心に、WTO 紛争処理の最近の動向を概観する。

1. 新たな申立て(協議要請)

2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月末までの 1 年間に WTO 紛争処理に新たに申し立てられた紛争は、9 件にとどまっている。毎年 20 件程度の紛争が申し立てられていた 2019 年までの利用状況と比較すると大幅な減少であるが、2021 年 1 月末までの 1 年間に付託された紛争件数からは微増している。

減少の最も大きな要因は米国の不在である。2019 年までは、申立国としても被申立国としても、米国が最大の WTO 紛争処理利用加盟国であった。しかし、上級委員会が機能不全に陥って以降は、2020 年 10 月に香港が米国の措置について申立てを行ったのを最後に、米国が申立国又は被申立国として WTO 紛争処理の紛争当事国となった紛争はない⁶。

他方、米国に次ぐ WTO 紛争処理利用加盟国である EU は、2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月末までの 1 年間に、4 件で申立国(そのうち 3 件は 2022 年 1 月に紛争付託)⁷、2 件で被申立国⁸となっており、米国以外の加盟国による紛争処理の活用が今後回復する可能性もある。

2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月末までに付託された 9 件の紛争のうち、日本が申立国となっているのは中国のステンレス鋼アンチダンピング措置についての紛争(ステンレス鋼アンチダンピング措置事件(DS601))である。

本件は、2019 年 7 月から中国が日本産などのステンレス鋼に対して発動しているアンチダンピング措置の WTO 協定適合性を問題とする。日本は、2021 年 6 月 11 日、同措置に関する中国当局の損害認定が 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定(アンチダンピング協定)第 3 条に違反することのほか、調査手続における中国当局の証拠の扱いがアンチダンピング協定第 6.5 条及び第 6.5.1 条並びに第 6.9 条に違反することなどを主張して、協議を要請した⁹。協議によっても紛争が解決されなかったため、2021 年 8 月 19 日、日本は本紛争についてパネルの設置を要請した¹⁰。2021 年 9 月 27 日の紛争解決機関(DSB)会合においてパネルが設置され、2022 年 1 月末現在パネルによる検討が行われている(本節 2 参照)。

なお、日本からの輸出は多数の中国アンチダンピング措置の対象となっているが、日本が中国のアンチダンピング措置について WTO 紛争処理に申し立てを行ったのは本件が初めてである。

このほかに注目される申立てとして、豪州が中国のワイン・アンチダンピング及び補助金相殺措置に関して申し立てた紛争(ワイン・アンチダンピング・補助金相殺事件)(DS602)と、中国が豪州の対中アンチダンピング及び補助金相殺措置に関して申し立てた紛争(対中アンチダンピング・補助金相殺措置事件)(DS603)がある。豪州が新型コロナウイルスの発生起源調査を求めて以降、中国が豪州に対して様々な貿易制限措置を発動するなど両国関係は悪化している。ワイン・アンチダンピング・補助金相殺事件については、2021 年 10 月 26 日にパネルが設置されている(本節 2 及び 3 参照)。

2. パネル付託案件

上級委員会の機能停止以降も、第 1 審に相当するパネルは依然として機能している。

2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月末までの 1 年間に新たにパネルに付託された紛争は 10 件で、上級委員会の機能停止以前とほとんど変わらない¹¹。このうち 4 件は中国を被申立国とする紛争¹²である。

ただ、コロナ禍の影響などによりパネルによる審理に遅れが生じており、同期間中に新たに付託されたパネル報告は 4 件にとどまっている¹³。4 件中 3 件のパネル報告が上訴され上級委員会段階で「棚ざらし」となっており(本節 3 参照)、DSB で採択されたパネル報告は米国完熟オリーブ・アンチダンピング・補助金相殺措置事件の 1 件のみとなっている。

米国完熟オリーブ・アンチダンピング・補助金相殺措置事件でパネルは、補助金の特定性に関する米国当局の決定について補助金及び相殺措置に関する協定(SCM 協定)違反を認定するなどした一方で、米国の損害決定についてのアンチダンピング協定や SCM 協定違反は認めなかった¹⁴。被申立国の米国も申立国の EU も上訴しなかったため、パネル報告は 2021 年 12 月 20 日に DSB 会合で採択された。本件は、上級委員会が機能不全に陥って以降、米国が(自国の措置の WTO 協定違反を認める)パネル報告の DSB 採択を妨げなかった¹⁵初めての事例として注目される。ただし、今後もこうした事例が増えるかは予断を許さない。

2022 年 1 月末現在パネルに係属中の紛争は 30 件に上っている(1 つの被申立国の措置に対する複数加盟国の申立ては 1 件と計算)。

その中で日本が紛争当事国となっているのは以下の 3 件である。

まず、インドの ICT 製品に対する関税引き上げについて 2019 年 5 月 10 日に日本が関税及び貿易に関する一般協定(GATT)第 2 条 1 項違反を主張して申し立てた紛争で¹⁶、2020 年 3 月 19 日にパネル設置を要請し¹⁷、2020 年 7 月 29 日にパネルが設置されている。EU と台湾も日本と同様の申立てを行っており¹⁸、3 加盟国の申立てについてのパネル手続が並行して進んでいる。本件の争点は限られており、2022 年の前半にもパネル報告が出されるのではないかと期待される。

次に、日本の輸出管理関連措置に関して 2019 年 9 月 11 日に韓国が申し立てた紛争で¹⁹、2020 年 6 月 18 日にパネル設置が要請され²⁰、2020 年 7 月 29 日にパネルが設置されている。しかし 2022 年 1 月末、パネリスト(パネルの構成員)が選任されておらず、パネルの検討は始まっていない。そもそも本件は、日韓間のその他の問題と密接不可分であることから、仮にパネルが本件措置について検討を行い WTO 協定適合性について何らかの判断を行ったとしても、日韓間の広範な問題の解決にはつながらない。今後、本件措置の WTO 協定適合性についてパネル報告が出される可能性は低いであろう。

最後に、中国のステンレス鋼アンチダンピング措置に関する紛争である(本節 1 参照)。

本件で問題となっている WTO 協定上の論点で特に注目されるのは、中国当局による損害認定のアンチダンピング第 3 条適合性である。同条適合性については、ダンピング輸入

が中国国内産業に与える影響についての中国当局の事実認定の妥当性が主たる争点となると予想される。これに関連して、アンチダンピング協定第 17.6 条(i)号によれば、パネルは「当局による事実の認定が適切であったかなかったか及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であったかなかったかについて決定する」ととどめなければならない、「当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であった場合には」パネルの結論よりも当局の評価が優先される。これまでに確立している紛争処理慣行によれば、同規定によりパネルは自ら事実認定を行うことはできず、当局の事実認定の適切性や公平性および客観性を決定するにとどまる。本件においても、中国当局による損害認定の妥当性についてパネルが踏み込んで評価を行うことは難しいと言わざるを得ない。

本紛争についてパネル報告書が出されるのは 2023 年ごろと予想される。仮にパネルが中国のアンチダンピング協定違反を認定しても、上級委員会の機能不全が解消されておらずかつ中国がパネル報告に対して上訴すれば、パネル報告は DSB によって採択されずしたがって法的効果を有しないとみなされてしまう。他方で、仮に中国が上訴せず、中国のアンチダンピング協定違反を認定するパネル報告が採択された場合、中国は本件ステンレス鋼についてアンチダンピング調査(特に損害認定)のやり直しを求められうる。ただし、中国当局がやり直し調査においてアンチダンピング措置発動要件が満たされていると改めて認定すれば、当該アンチダンピング措置が維持される可能性もある。

このほかに注目される紛争として、米国の鉄鋼アルミ追加関税措置(通商拡大法 232 条に基づき安全保障を理由として発動された)について EU や中国などが申し立てた紛争(鉄鋼アルミ追加的関税措置事件)²¹と、EU や中国などの対米追加的関税措置(米国の鉄鋼アルミ追加的関税措置を事実上のセーフガードとしてみなして発動された)について米国が申し立てた紛争(対米追加的関税措置事件)²²がある。

このうち米国と EU が争っている紛争については、2021 年 10 月 31 日に米欧共同声明が発表され、米国と EU がそれぞれ問題となっている措置の適用を停止することとなった(ただし米国は鉄鋼及びアルミについて関税割当を導入)。米国と EU はまた、同共同声明に沿って、2022 年 1 月 17 日、鉄鋼アルミ追加的関税措置事件と対米追加的関税措置事件を紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)第 25 条に基づく仲裁に付託し、代わりに両事件に関するパネル付託を取り下げることが WTO に通知した²³。両紛争当事国の通知によれば、原則として両紛争パネルのパネリストを務めていた 3 人が仲裁人を務めることとされ、また仲裁人が任命され次第仲裁手続は直ちにかつ無期限で停止される。仲裁手続は、2022 年 11 月 1 日以降申立国の通知があれば再開されることになっている。同通知によれば、本手続は仲裁判断に対する上訴手続を想定しておらず、また DSU 第 25 条に基づく仲裁判断は DSB で採択される必要がないことから²⁴、本件についての仲裁判断は「棚ざらし」となる恐れはない。

米国及び EU の合意は、DSU 第 25 条を事実上の一審制パネルとして活用するものとしても注目される。上級委員会の機能不全が今後も続く場合には、他の紛争について同様の手続が用いられる可能性もある。

EU 以外の加盟国が紛争当事国となっている通商拡大法 232 条関連紛争については、依然としてパネル手続が継続している。現時点では、鉄鋼アルミ追加的関税措置事件については 2022 年前半、対米追加的関税措置事件については 2022 年後半のパネル報告発出が見込まれているが、コロナ禍の影響もあってパネル審理が遅れておりパネル報告発出がさらに遅れる可能性もある。またパネル報告が出されても、米国をはじめとする紛争当事国の上訴によって DSB 採択が妨げられる可能性がある。

3. 上級委員会付託案件

2022 年 1 月末現在、上級委員会で「棚ざらし」となっている上訴案件は、2021 年 1 月末日までに付託されていた 17 件と、2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月末までに新たに付託された 5 件の合計 22 件である²⁵。新たに付託された 5 件のうち 4 件が貿易救済措置に関する紛争である²⁶。

2019 年 12 月 10 日までに上訴された案件の中には、解決に向けた動きがみられるものや事実上すでに解決しているものもある。

たとえばタイのたばこ税に関するフィリピンとタイの紛争は、DSU 第 21 条 5 項に基づくパネル報告が上級委員会段階で「棚ざらし」となっているが、DSB 議長によって紛争解決のためのファシリテーターが任命され、協議が続けられている²⁷。

また EU のエアバス補助金に関する米欧紛争について、2 回目の DSU 第 21 条 5 項パネル報告に対する EU の上訴が「棚ざらし」となっているが²⁸、2021 年 3 月、米国は EU のエアバス補助金に対する対抗措置を、EU は米国のボーイング補助金に対する対抗措置を 4 か月中断することに合意した。また 2021 年 6 月には、米欧は、対抗措置をさらに 5 年間で中断するとともに、公平な競争条件(レベル・プレイイング・フィールド)の確立と非市場経済国の問題への対応のために協力することを約束する大型民間航空機に関する協力のための了解に合意した²⁹。この合意によって、航空機補助金をめぐる米欧紛争は一応の解決に至ったと評価できる。

さらにサウジアラビアの知的財産権関連措置をめぐってカタールが申し立てていた紛争は、パネル報告において一部の措置の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)違反が認定された後、サウジアラビアが上訴し「棚ざらし」となっていた。しかし、2021 年 1 月にウラ宣言によって両紛争当事国の国交が 3 年ぶりに回復し、本紛争の背景にあった政治的対立の緩和が図られつつある。こうした動きを受けて、2021 年 12 月、紛争当事国の合意によって上訴手続は停止された³⁰。

このほか日本が紛争当事国となっている「棚ざらし」上訴として、まず、インドの鉄鋼関連措置について日本が申し立てた紛争がある。パネルは日本の主張をおおむね認め、セーフガード協定などの違反を認定した³¹。インドと日本の双方が上訴しているが³²、インドはパネル手続中に問題となった措置を終了しており、本紛争の主たる部分は事実上解決している。

日本が紛争当事国となっているもう 1 件の上訴案件は、日本が申し立てた韓国のステンレススチール・アンチダンピング措置サンセットレビューに関する紛争である。パネルは日本の主張を大筋で認め、韓国の措置のアンチダンピング協定違反を認めたが³³、韓国はパネル報告に対して上訴した³⁴。日本は上訴していないが、上級委員会の機能回復後に上訴する権利を留保している³⁵。

2019 年 12 月 11 日以降上訴された案件の中には、一方の当事者が上級委員会の代わりに仲裁に上訴の審理を求めるよう提案しているものもある³⁶。

これに関連して、EU などの一部の WTO 加盟国は、上級委員会に代わって仲裁が上訴を審理するための暫定的な仕組みとして、MPIA(多数当事国間暫定上訴仲裁アレンジメント(Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement))を立ち上げた³⁷。2022 年 1 月末日までに、EU 及び EU 加盟国を含む 52 の WTO 加盟国が参加を表明している。これまでのところ MPIA に紛争が付託されたことはないが、上訴する場合に上級委員会の代わりに DSU 第 25 条に基づく仲裁に上訴を付託すべきことについて紛争当事国が合意しているものがある。

たとえばコスタリカの生鮮アボカド輸入関連措置事件(DS524)では、申立国のメキシコと被申立国のコスタリカは、上級委員会の機能不全が解消されない状況で上訴を行う場合には DSU 第 25 条に基づく仲裁手続を活用することに合意している³⁸。本件については 2022 年早々にもパネル報告が出される可能性があり³⁹、今後の展開が注目される。

このほかコロンビアの冷凍フライドポテト・アンチダンピング措置事件(DS591)(申立国は EU)や中国の大麦(DS598)・ワイン(DS602)アンチダンピング措置事件(申立国は豪州)についても、上訴の検討に DSU 第 25 条に基づく仲裁手続が活用される可能性がある。

第 2 節 今後の見通し

バイデン米大統領就任によって、米国が上級委員会委員の任命手続再開に同意するとの期待もあったが、2022 年 1 月末現在、上級委員会に対する批判的な姿勢はトランプ政権下におけるものと大きく変わっていない。EU をはじめとする大多数の WTO 加盟国は、上級委員会委員の任命手続の開始を求める共同提案を行っているが⁴⁰、米国や日本など一部の加盟国は依然として加わっておらず、委員任命に必要なコンセンサスが成立する見通しは立っていない。上級委員会委員の任命手続を再開し上級委員会の機能回復を図るためには、米国の批判も踏まえつつ、上級委員会を含めた紛争処理改革を行う必要がある。

2021 年 11 月 30 日から開催される予定であった第 12 回閣僚会議⁴¹がオミクロン株蔓延のため無期限延期となった影響もあり、紛争処理改革の見通しは立っていない。

ここでは、紛争処理改革が当面は難しいことを前提としつつ⁴²、貿易紛争処理の今後の見通しを述べる。

第 1 に、米中貿易紛争を中心に、一方的措置や二国間協議といった政治的な紛争解決手

段が引き続き活用されると考えられる。たとえば米国通商代表部(USTR)は 2022 年 2 月 15 日に公表した中国の WTO 遵守に関する年次報告書において、中国の非市場経済的慣行から生じる害に対応するためには WTO の枠外で解決を図る必要があり、具体的には「国内貿易手段(domestic trade tools)」を活用したり、EU と立ち上げた貿易技術評議会(Trade and Technology Council)や日本と立ち上げた通商協力枠組み(Partnership on Trade)を通じて関係国と協力していくことの重要性を強調している⁴³。「国内貿易手段」の具体的な中身は明記されていないが、アンチダンピング措置や補助金相殺措置といった貿易救済措置はもちろん、通商法 301 条のような一方的措置が「国内貿易手段」として用いられる可能性もある。

第 2 に、一部では自由貿易協定(FTA)に定められる紛争処理手続の活用が進むと予想される。たとえば米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)第 31 章は、同協定に関する締約国間紛争処理手続を定めているが、これまでに 2 件(カナダ乳製品関税割当事件(米国申立て)⁴⁴、米国水晶シリコン太陽電池製品セーフガード措置事件(カナダ申立て)⁴⁵)について協定違反を認めるパネル報告が出されている。また EU も、EU ウクライナ連携協定に基づきウクライナの木材輸出規制について申し立て(ウクライナ木材輸出関連措置事件)、ウクライナの措置の一部の違法性を認めるパネル報告が出されている⁴⁶。

第 3 に、一部の貿易紛争については引き続き WTO 紛争処理に付託されると予想されるが、その場合にはパネルや DSU 第 25 条に基づく仲裁手続が事実上の一審制として用いられる可能性がある。その場合、パネル報告の質を高めるために、能力の高いパネリストを選任することやパネリストに対する法的支援を強化することなどの工夫が求められよう⁴⁷。また、特に貿易救済措置に関する紛争において、パネルが過去の上級委員会報告における WTO 協定解釈を踏襲するのか、または米国などの批判を踏まえて過去の解釈からの修正を図るのかも注目される⁴⁸。

まとめ

第 2 節で述べたように、上級委員会の機能回復には上級委員会手続をはじめとする WTO 紛争処理の改革が不可欠となる。しかし現在のところ、紛争処理改革の動きは鈍く、今後の見通しを占うためには 2022 年中に開催が期待される第 12 回閣僚会議の結果を待つ必要がある。

ただし、上級委員会の機能回復まで WTO 紛争処理が全く機能していないわけではなく、第 1 節で述べたようにパネルをはじめとする紛争処理手続は引き続き機能している。当面は、パネル手続を適切に活用することが法に基づく貿易紛争解決を実現するカギとなろう。

-
- ¹ WTO 紛争処理において扱われた主な貿易紛争の概要や上級委員会に対する米国の批判については以下を参照。福永有夏『貿易紛争と WTO：ルールに基づく紛争解決の事例研究』（法律文化社、2022 年刊行予定）。
- ² 詳しい経緯については以下を参照。ITI 調査研究シリーズ No.98「WTO 改革の課題と方向」（2020 年 3 月、一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)）、「第 6 章紛争処理」（福永有夏）。
- ³ 2019 年 12 月 10 日までに口頭諮問が完了していた 3 件（豪州ブレーンパッケージ事件(DS435, DS441)、米国スーパー仕上げ紙相殺措置事件(DS505)、ロシア鉄道製品等輸入関連措置事件(DS499)）については上級委員会の審理が完了し、上級委員会報告が出された。
- ⁴ 2019 年 12 月 11 日以降に出されたパネル報告のうち上訴されずに紛争解決機関(DSB)によって採択されたのは、米国完熟オリーブ・アンチダンピング相殺措置事件(DS577)のみである。
- ⁵ 2021 年 1 月までの動向については以下を参照。ITI 調査研究シリーズ No.115「WTO 改革の進展と収斂」（2021 年 3 月、一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)）、「第 2 章紛争処理」（福永有夏）。
- ⁶ 他の加盟国が申し立てた紛争処理手続において、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)第 10 条に基づき第三国として手続参加している紛争は複数ある。
- ⁷ ロシア国産及び外国産製品及びサービス関連措置事件(DS604)、ロシア木材製品輸出関連措置事件(DS608)、エジプト輸入産品事前登録要件事件(DS609)、中国物品・サービス貿易関連措置事件(DS610)。DSU608、DS609、DS610 は 2022 年 1 月に付託。
- ⁸ EU モノエチレングリコール暫定アンチダンピング措置事件(DS606)、EU 鶏肉調製品輸入関連措置事件(DS607)。
- ⁹ China – Anti-Dumping Measures on Stainless Steel Products from Japan: Request for Consultations by Japan, WT/DS601/1 (15 June 2021)。
- ¹⁰ China – Anti-Dumping Measures on Stainless Steel Products from Japan: Request for the Establishment of a Panel by Japan, WT/DS601/2 (20 August 2021)。
- ¹¹ DSU 第 21 条 5 項に基づく DSB 勧告実施についての申立ては除く。
- ¹² キャノーラ種輸入関連措置事件(DS589)、大麦アンチダンピング・補助金相殺措置事件(DS598)、ステンレス鋼アンチダンピング措置事件(DS601)、ワイン・アンチダンピング・補助金相殺事件(DS602)。
- ¹³ 紛争当事国が相互に合意する解決に至り、紛争の経緯をまとめただけのパネル報告が出されたカナダ・ワイン販売関連措置事件(申立国は豪州)(DS537)を除く。
- ¹⁴ Panel Report, United States – Anti-Dumping and Countervailing Duties on Ripe Olives from Spain, WT/DS577/R (19 November 2021)。
- ¹⁵ 仮に米国が本パネル報告に対して上訴していれば、同報告は上級委員会段階で「棚ざらし」となり、DSB はこれを採択することはできない。
- ¹⁶ India – Tariff Treatment on Certain Goods: Request for Consultations by Japan, WT/DS584/1 (14 May 2019)。
- ¹⁷ India – Tariff Treatment on Certain Goods: Request for the Establishment of a Panel by Japan, WT/DS584/9 (23 March 2020)。
- ¹⁸ India – Tariff Treatment on Certain Goods in the Information and Communications Technology Sector: Request for the Establishment of a Panel by the European Union, WT/DS582/9 (18 February 2020); India – Tariff Treatment on Certain Goods in the Information and Communications Technology Sector: Request for the Establishment of a Panel by the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu, WT/DS588/7 (30 March 2020)。

-
- ¹⁹ Japan – Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea: Request for Consultations by the Republic of Korea, WT/DS590/1 (16 September 2019).
- ²⁰ Japan – Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea: Request for the Establishment of a Panel by the Republic of Korea, WT/DS590/4 (19 June 2020).
- ²¹ EU(DS548)や中国(DS544)のほか、インド(547)、ノルウェー(DS552)、ロシア(DS554)、スイス(DS556)、トルコ(DS564)が申し立てている。カナダとメキシコも申し立てていたが、後に取り下げた。
- ²² EU(DS559)や中国(DS558)のほか、インド(DS585)、ロシア(DS566)、トルコ(DS561)に対しても申し立てている。カナダとメキシコに対しても申し立てていたが、後に取り下げた。
- ²³ United States – Certain Measures on Steel and Aluminum products: Recourse to Article 25 of the DSU, WT/DS548/19 (21 January 2022); European Union – Additional Duties on Certain Products from the United States: Recourse to Article 25 of the DSU, WT/DS559/7 (21 January 2022).
- ²⁴ DSU 第 25 条 3 項によれば、仲裁判断は DSB に通報されるにとどまる。また同規定は、「仲裁手続の当事国は、仲裁判断に服することについて合意する」と定める。
- ²⁵ DSU 第 21 条 5 項に基づく DSB 勧告実施についての上訴も含む。
- ²⁶ パキスタン・ポリプロピレン二軸配向フィルム・アンチダンピング措置事件(DS538)、米国・ファクツ・アベイラブル事件(DS539)、メキシコ学校教材アンチダンピング措置事件(DS578)、米国水晶シリコン太陽電池製品セーフガード措置事件(DS562)。
- ²⁷ Thailand – Customs and Fiscal Measures on Cigarettes from the Philippines: Report of the Facilitator Pursuant to Paragraph 5 of the “Understanding between the Philippines and Thailand to Pursue Facilitator-Assisted Discussions Aimed at Progressing and Resolving Outstanding Issues in Regard to DS371, WT/DS371/45 (6 April 2021).
- ²⁸ European Communities and Certain Member States – Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft: Recourse to Article 21.5 of the DSU by the European Union: Notification of an Appeal by the European Union under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), Article 7.6 of the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (SCM Agreement) and under Rule 20(1) of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS316/43 (11 December 2019).
- ²⁹ 当初 EU 加盟国として紛争処理手続に参加していた英国も、米国と同様の合意に至っている。
- ³⁰ Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights: Communication from the Kingdom of Saudi Arabia, WT/DS567/9 (7 January 2022); Saudi Arabia – Measures Concerning the Protection of Intellectual Property Rights: Communication from Qatar, WT/DS567/10 (7 January 2022).
- ³¹ Panel Report, India – Certain Measures on Imports of Iron and Steel Products, WT/DS518/R (6 November 2018).
- ³² India – Certain Measures on Imports of Iron and Steel Products: Notification of an Appeal by India under Articles 16.4 and 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), and Rule 20 of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS518/8 (18 December 2018); India – Certain Measures on Imports of Iron and Steel Products: Notification of an Other Appeal by Japan under Articles 16.4 and 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes and under Rule 23 of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS518/9 (7 January 2019).
- ³³ Panel Report, Korea – Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Stainless Steel Bars, WT/DS553/R (30 November 2020).

-
- ³⁴ Korea – Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Stainless Steel Bars: Notification of an Appeal by the Republic of Korea under Article 16.4 and Article 17.1 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), and under Rule 20(1) of the Working Procedures for Appellate Review, WT/DS553/6 (1 February 2021).
- ³⁵ Korea – Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Stainless Steel Bars: Communication from Japan, WT/DS553/7 (29 January 2021).
- ³⁶ 詳細は以下を参照。ITI 調査研究シリーズ No.115 「WTO 改革の進展と収斂」(2021 年 3 月、一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI))、「第 2 章紛争処理」(福永有夏)。
- ³⁷ Statement on a Mechanism for Developing, Documenting and Sharing Practices and Procedures in the Conduct of WTO Disputes: Addendum, JOB/DSB/1/Add.12 (30 April 2020).
- ³⁸ Costa Rica – Measures Concerning the Importation of Fresh Avocados from Mexico: Agreed Procedures for Arbitration under Article 25 of the DSU, Revision, WT/DS524/5/Rev.1 (2 December 2021).
- ³⁹ Costa Rica – Measures Concerning the Importation of Fresh Avocados from Mexico: Communication from the Panel, WT/DS524/8 (17 December 2021).
- ⁴⁰ Appellate Body Appointments: Revision, WT/DSB/W/609/Rev.20 (19 November 2021). 全加盟国の約 4 分の 3 が共同提案に加わっている。
- ⁴¹ 当初は 2020 年 6 月に開催予定であったがコロナ禍の影響で日程が再設定されていた。
- ⁴² WTO 紛争処理改革の方向性については(前掲注 36)を参照。
- ⁴³ USTR, 2021 Report to Congress on China's WTO Compliance (February 2022), at 20-23, https://insidetrade.com/sites/insidetrade.com/files/documents/2022/feb/wto2022_0112a.pdf.
- ⁴⁴ Final Panel Report, Canada – Dairy TRQ Allocation Measures (CDA-USA-2021-31-010) (20 December 2021).
- ⁴⁵ Final Report, Crystalline Silicon Photovoltaic Cells Safeguard Measure (USA-CDA-2021-31-01) (1 February 2022).
- ⁴⁶ Final Report of the Arbitration Panel, Restrictions applied by Ukraine on exports of certain wood products to the European Union (11 December 2029).
- ⁴⁷ 将来的には、パネルの常設化やパネリストを補佐するクランクの設置などの方策をとることも考えられる。Bernard M. Hoekman & Petros C. Mavroidis, Preventing the Bad from Getting Worse: The End of the World (Trade Organization) As We Know It?, *European Journal of International Law*, Vol.32, 2021, at 765-768.
- ⁴⁸ Robert Howse, Appointment with Destiny: Selecting WTO Judges in the Future, *Global Policy*, Vol.12, 2021, at 72-74.

〔禁無断転載〕

WTO 改革の原点と焦点

発行日 2022 年 3 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号

第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <https://iti.or.jp/>

